

第二十八回 参議院文教委員会會議録第十八号

(三九二)

昭和三十三年四月十七日(木曜日)午前十一時三十五分開会

委員の異動

四月十六日委員大谷藤之助君、有馬英二君及び高田なほ子君辞任につき、その補欠として上原正吉君、最上英子君及び小笠原二三男君を議長において指名した。

本日委員上原正吉君、最上英子君、吉田法晴君及び小笠原二三男君辞任につき、その補欠として大谷實雄君、田中啓一君、岡三郎君及び高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
三浦 義男君
竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

大谷 實雄君
川村 松助君
下條 康磨君
田中 啓一君
林屋龜次郎君
吉江 勝保君
秋山 長造君
岡 三郎君
高田なほ子君
松永 忠二君
加賀山之雄君
文部大臣 松永 東君

政府委員

文部政務次官 白井 莊一君
文部大臣官房 齋藤 正君
総務参事官 齋藤 正君
文部省大学 緒方 信一君
学術局長 福田 繁君
文部省社会 教育局長 小行 雄君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工案 英司君
会専門員 仁君

法制局側

参事(第四部長) 腰原 仁君

本日の会議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法案(内閣提出、衆議院送付)
○理事の辞任及び補欠互選

○議案の撤回に關する件

○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○著作權法の一部を改正する法律案(野本品吉君外三名発議)

○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二十一名発議)

○委員長(湯山勇君) これより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしました。昨十六日、大谷藤之助君、有馬英二君、高田なほ子君が辞任され、その補欠として上原正吉君、最上英子君、小笠原二三男君が選任されました。また、本日、小笠原二三男君及び吉田法晴君が辞任され、補欠として高田なほ子君及び岡三郎君が選任されました。以上でございます。

○委員長(湯山勇君) まず、義務教育諸学校施設費国庫負担法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○松永忠二君 議事進行についてですが、この前内務局長から答弁をいただいたという予定になっておいた問題で、すね、この問題はやはり明確にして、そういつまでだらだらやっていくというのには私はよくないと思う。やはりその資料が出なければ、見解も明確になつていくのでしから、すでになつていくことなんですから、それが今見解が明確でないなどというそんなばかな話はないと思う。見解が明確でなければ、今やっていることを撤回しなければいいと思う。私はとにかく内務局長に出てきてもらつて明確な返事をいただきたいと思うのです。事実上そういうふうなこの前議事を進めてきていくのですから……

○委員長(湯山勇君) 今の松永君にお答えいたします。先回の委員会におきましては、政府側の答弁の内容は一応明確にされておると思ひます。正しい正しくないとは別です。それから、質疑者の意向もはつきりしております。ところがその答弁と質問との間に相当ズレがありましたので、そういうズレをなくするために共通な資料を明確に提示して、それで議論しようというところに委員長の方で計らいまして、政府側の見解はどの法律のどの条文に基き、かつ学習指導要領のどの部分に基いてそういうふうな言ひのか、それを示してそれによつて松永委員の方から御追及を願うと、こういうことになつております。

○委員長(湯山勇君) ちょっと私からお答え申し上げます。それは、前回の質疑応答が今松永委員のおっしゃつたような趣旨でなされたし、委員長としても当然そういうふうになさるべきだと思つて質疑応答の経過を見ておりました。ところが、今おっしゃつたようなふうに、共通な条文、共通な指導要領の条項に対してなされるのではなく、松永委員の御質問になるとききの指摘する条項と、政府側の言う条項とでは若干食い違いがありました。そこで御納得がいかなないので、再三再四お尋ねになったのに対して、ただ答弁は同じことを繰り返すといふことに終始いたしましたので、いつまでたつても結論が見られない。そういうところから、委員長において、政府側の答弁はもう少し条文を明示して、これこれの条文、これこれの条項、それに従つてこういう見解だといふことを提示する。そうすると、それに対して各委員の方から、これはこうだといふような的確な指摘ができる。こういうことを判断して御提案申し上げて御了承願つておるわけであつて、その点については、ただ資料の提出が現在までにないといふことは遺憾ですけれども、これは早急に提出をさせて、御質疑願ひたいと思つております。

○委員長(湯山勇君) 今の松永君にお答えいたします。先回の委員会におきましては、政府側の答弁の内容は一応明確にされておると思ひます。正しい正しくないとは別です。それから、質疑者の意向もはつきりしております。ところがその答弁と質問との間に相当ズレがありましたので、そういうズレをなくするために共通な資料を明確に提示して、それで議論しようというところに委員長の方で計らいまして、政府側の見解はどの法律のどの条文に基き、かつ学習指導要領のどの部分に基いてそういうふうな言ひのか、それを示してそれによつて松永委員の方から御追及を願うと、こういうことになつております。

○松永忠二君 委員長、そういうお話ですがね、そういう資料の提示ということをおっしゃつても、事実上できておるものは法律であり、根拠になるものは学習指導要領で、もうすでにできているのです。また、そういうふうなもの、答弁のない質疑の中で明確にしていくということができないという状況の中で、一体実証するといふことはおかしいと私は思うのです。何もことさらどっかの会場へ行つて発言をされたことを資料がないから出せないといふようなことはないのであつて、そういう資料といふものはもうちゃんとあるのです。法律に基き、規則に基き、学習指導要領に基いてやられておるわけですから、ただ、それを書くか、書かないかといふだけのことであつて、それについて、この条項によつてこうだといふようなことは私はすぐにも答弁ができるし、この前の一日置いた現在において当然答弁ができると思ひます。そういうようなことをやはり明確にして、私はこの議事に入つていただきたいと思ひますがね。当然私はそういうことが行われるものだといふように考へて理事にも連絡し、議事をそういうふうに進行していただくようにお話をしているのです。

○竹中勝男君 ちょっと関連ですがね、そういう資料であれば、そんなにむずかしいことないんじゃないですか。なぜ文部省としてはきょうその資料を出さなかつたんですか。

○國務大臣(松永東君) これはたしかにけさまで出ておるはずで、この資料は、私はこの前ちゃんと、きわめて簡単なことなんだから、だからこつちの、すなわち政府の主張ですね、われわれの主張をはっきりするよう、一つ明確に文書に書いて、そうして提出したらどうかということ、すでにそうしなさいという事で、なつておる。さつきこの委員会が開かれるという事であったものだから、内藤局長を探しておつたのですよ。ところが、どこへ行つたかちよつとわからなかつたものだから、それだから今提出することができないわけなんです、やがて提出できるようにしたいと思います。もうできておるはずですよ。

○竹中勝男君 局長がまさかどこか行つてしまつたわけじゃないと思うのですが、どこかに生きておられるわけですから一つ、そう遠く本庁あたりへ行つたわけじゃないと思ひますから……できておるはずで、そんな簡単な資料ですから。大臣言われる通り、大臣の希望の通り、命令の通り局長はしなくちや勤まらぬですからね。一つ委員部で局長を探したらどうです。大体見えるだろうと思ひます。○野本吉吉君 先日の松永委員と文部当局との質疑応答の状況は、私も心得ておりますが、今はつきりさせたいというお気持も一応はわかるのでありますが、まあ議題として、義務教育に関する施設費に関する法案の審議が正式に提示されておる段階でありますから、その法案の審議にお進めを願ひたい。

○委員長(湯山勇君) 懸案の事項ですから、一応議事進行に対する発言者の方の論争の経過から見ても、次の委員会までには資料というものを求められて、そうして片づけられるように私はすべきだと思ひます。ところが、きよはるはその問題になる御本人もおいでにならない、資料が出ておらない、そうしてこのまま、私も国庫負担法を一日も早く上げようという希望を持っておりまして、何も法案審議を長引かせるためにこういうことを申し上げておるのではなくて、私の言いたことは、こういうことで、官僚独善という空気が文部省の中に非常に強いのです。勤務評定の問題にしても、道徳教育の問題にしても、何ですか、文部省の事務官が各都道府県に行つてあふりつけているじゃありませんか。どんどんと文部省が行政方法を先に進めておる。こういうような法律的な疑義が国会で論争されておるのに、官僚がどんどんと行政的な方法を進めていくというやり方が私にはいけないと思ひます。こういう問題だからこそ、一日も早く法律的な解明というものをお互いにし、いづゆる国会の審議を軌道に乗せて、私は、事を進めてもらいたいと思ひます。大臣よろしくごさいますか。

○委員長(湯山勇君) 議事を進めまして、質疑のある方は順次御発言を願ひます。○委員長(湯山勇君) 懸案の事項ですから、一応議事進行に対する発言者の方の論争の経過から見ても、次の委員会までには資料というものを求められて、そうして片づけられるように私はすべきだと思ひます。ところが、きよはるはその問題になる御本人もおいでにならない、資料が出ておらない、そうしてこのまま、私も国庫負担法を一日も早く上げようという希望を持っておりまして、何も法案審議を長引かせるためにこういうことを申し上げておるのではなくて、私の言いたことは、こういうことで、官僚独善という空気が文部省の中に非常に強いのです。勤務評定の問題にしても、道徳教育の問題にしても、何ですか、文部省の事務官が各都道府県に行つてあふりつけているじゃありませんか。どんどんと文部省が行政方法を先に進めておる。こういうような法律的な疑義が国会で論争されておるのに、官僚がどんどんと行政的な方法を進めていくというやり方が私にはいけないと思ひます。こういう問題だからこそ、一日も早く法律的な解明というものをお互いにし、いづゆる国会の審議を軌道に乗せて、私は、事を進めてもらいたいと思ひます。大臣よろしくごさいますか。

○委員長(湯山勇君) それでは質疑を願ひます。○高田なほ子君 この国庫負担法の法律が出されましたことについては、私も大へんうれしく思つておりますが、若干疑問のある点がありますからお尋ねします。第三條の中で、国が負担する経費の種類と、国庫負担の割合を明記してあるわけですが、この中で、小学校が不正常授業を解消するための校舎の新築あるいは増築、これに要する経費の三分の一を国が負担することになっておるわけですが、先般市町村の合併に伴う学校統合問題等については、相当にやはりこの第三條が適用される部面もあるように拝承するわけですが、できるならば、こういう場合は、特に地方の財政負担というものが大へんであると思ひます、PTAから、増築やあるいは改築等のために寄付を取る、こういうやり方が行われてはいけないので、できるだけ地方の負担を軽くするといふ、いわゆる義務教育の、国が負担する率というものを認めていただくならば二分の一というふうにした方が大へんいい。もつと私どもはそれよりも幅の多い方がいいという主張を持つておるのですが、そういふいいはきませんが、何とかこの三分の一というものを二分の一というふうに変更する意向はないものか、将来これをどういふふうにお考えになつておるのか、大蔵省との経過もあると思ひますから、そこあたりの御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 第三條第一項第一号、小学校の不正常授業に対する国の負担金の割合の問題でございますが、実は前々回の国会でも当院で御決議をいただきまして私どももその御趣旨にはまことにごもっともであると思つて賛成でございます。文部省といひましたも、おおよそ義務教育の關係の国庫の負担についてはこれを二分の一にしたいという事で実は事務的な予算案を作りまして大蔵省とも長い間折衝いたしましたのでございますが、何分この小学校の不正常授業解消に関する補助金は従来とも三分の一でございまして、本年度の予算のワケ等の関

ますので、私もといたしまして、特別教室はやはりこの機会に整備するように力を入れて参りたいと思っております。ただ、特別教室を必要とする学科は、たゞいま御指摘のありました理科教育、理科の関係以外の芸術関係——工作とか美術の関係、あるいは職業教育の関係もございまして、文部省自体が、特に理科だけが重点にあるように取り上げることがいかかと思ひますが、しかし、たゞいま御指摘のございました科学技術教育の振興は、やはり義務教育の時代から手をつけなければいかぬという御意見もここにございまして、私もといたしまして、特別教室を作る場合には、特に理科の実験のための特別教室に重点を置くという御方針については、予算の配分上も十分一つの要素としてそれを取り上げるようにいたしたいと思ひます。

○高田なほ子君 実際問題としては、中学校の生徒、それから小学校の児童等の増減に伴つて、若干の教室が、余分のもので出てくる、全くその通りだと思ひます。問題になるのは、この教室を理科教室にかえる場合の設備費であります。この設備費がないために、先ほど申し上げたPTAの寄付が重要される結果になっている。今度文部省は教材費を二割だけふやしたと言つておられますが、実際問題としては、この教材費二割ふやした中に、学校図書館の費用が大幅に食い込んで、実際面では教材費はふえていない、実際的にふえていない。従つて、教材費をこの実験室等に改造する場合に振り当てるといふようなことも考えられないではないかと思ひますが、現在でも教材費が

足りないものであります。今回もまたふやしていない。これでは、先ほど申し上げた実験室の完備などということはおよそ父兄の負担に待たなければできないという状態になるのでは、はなはだ嘆かわしいことであるが、教室が実験室等に転用される場合の施設費等をどういふふうに文部省ではお考えになっておりますか、この点について一つ。

○政府委員(小林行雄君) 私どもこの法案そのものには、これは御承知のよう、施設の建物の関係だけやつておきまして、設備費についてはそれぞれ義務教育費国庫負担法なり、あるいは産振法、あるいは理科教育振興法等の規定によつて措置がされるわけでありまして、もちろん予算といたしましては教材費の関係も十分ではございせんが、昨年よりは幾分ふえておりますので、これをたゞいまお話のございましたような普通教室を特別教室に転用するといふような、一時にかなりの教材費を要するといふような場合には、なかなかそれを一年度の補助金で見るといふようなわけには事実上いかぬかと思ひますが、しかし、そういうこともきわめて大事なことでございまして、教材費の配分の場合につきましては、十分お尋ねのございましたような御趣旨を取り入れるよう文部省でも研究をいたしたいと思つております。

○高田なほ子君 大臣にお尋ねします。今私が質問申し上げたのは、非常に大切な点なんです。局長からは、この設備費等はもちろんこの法律の限界ではあります。産振法あるいは理科教育振興法等によつてこの欠点を補うという御答弁があつたのですが、実際問題としては理科教育振興法に要する費用、あるいは産振法を裏づけるための費用、こういったものは前年度の予算と比べてふえてない。こうなつて参りますと、せっかく局長が御答弁になつても、実際問題としてはこの理振法あるいは産振法で充実にしていくことがはなはだしく困難になつてくるので、どうも局長の理想と現実とはあまりにも矛盾し過ぎてゐることを皆様とともに悲しむ一人なのであります。この点については大臣は、特に科学教育の振興、理科教育の振興をたびたび口にせられてゐる建前もございまして、今後こうした盲点についてどういふふうに御努力をなさつていくつもりか、あらためて御決意を伺ひたい。

○國務大臣(松永春吉) 御指摘の点は、非常なその点に盲点のあることはわれわれも自覚いたしております。しかし、何れも三十三年度は完全な予算が理科教育振興について取れなかつたことを遺憾といたしておりますが、しかし、この態勢が馴致せられますので三十四年度からずつと私は相当大幅に設備が増大されるというふうに考えております。従つて産振法その他これに関連する設備、機械等いろいろ面も相当獲得することができるといふふうに考えております。

○高田なほ子君 次に御尋ねしたいことは、第五号についての問題です。第五号は、公立の小学校、中学校を適正規模にするために統合した場合、これに伴つて必要となつてくる校舎の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担する、二分の一を地方が負担する、こういったような条文です。これもまた私も大いに賛意を表するもの

であります。ただ、市町村の合併に伴う学校の統合問題については過般私は速記をとめて一例を示しました。大まかに言ふならば、子供のほんとうの教育を守るといふ建前で学校統合は行われたいと見られるような場合もあり、それは具体的に言ふならば、非常に無理な通学距離をあえて強引に村の満場一致の議決、あるいはその関係する教育委員の方々も十分了承しながら校地が設定された等のこともある場合もある、こういったような場合はやはりこの第五号によつて国から二分の一の補助金がくるのだということだけがその土地へ行くときと大きくたわめるのです。補助金がくる、補助金がかかるといつてまるで補助金目当てにこへもつてきたかと思ふような錯覚を抱かせるような空気がある。しかし、反面この父兄の方ではあつて遠い所に学校を作つてもらつてははなはだ困るから、将来何とか子供たちのためにもつと近い所に学校といふものをもつてきてもらわなければならぬといふような無理からぬ願ひもある。こういった、まあ表現は大へんまずいのですけれども、補助金目当ての学校設置といふことはあり得ないのですけれども、こういったような事情もあることもあつて得るので、今後この二分の一の国が負担する場合に相当の綿密な調査、問題のあるところについては子供の教育環境、なかなか通学距離は先般審議会が答申したような案以上に出しておるようなところには、この補助金を交付するといふことを十分研究してから実施してもらふようにしてほしい。これは希望条件であります、私の希望条件に対して文部省側としてはどうい

う意見を持つておられますか。この点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 町村合併に伴う学校の統合の問題でございまして、私もやはり学校の統合は、たゞいま御指摘のございましたように、教育的な見地から子供の教育の効果をより高めるといふ見地からこれが行われることが望ましいといふふうに考えております。従つて、まあ単に財政的な事由とか、あるいはことに政治的な事由からの学校統合、そういう面の非常に強い学校統合は必ずしもいいことではないといふふうに考えておりますので、今後はその点につきましては、十分文部省といたしまして、負担金を交付する場合に注意をいたしたいと思ひます。なお、従来御承知のように、一応統合計画がありまして、これが円満に実施されるという見通しのところに補助金をつけるというふうにしておつたわけではございせんが、お話のございましたように、実際学校建築を始める場合になりましていろいろ問題が起る、あるいは建物ができたあとで児童、生徒がその学校に登校しないといふような事態も起つて参りますので、今回の新しい法案におきましては、この文面にございまして「統合したことに伴つて必要となつた校舎」に統合するのでなしに、「統合することに伴つて必要となつた校舎」といふふうに字句を変えております。これは營造物としての学校を九月の大体末まで、九月三十日まで一応町村会の議決を経て統合したという事実が確認されたときにこの交付金を与えるといふふうにしていただきたいと思います。なお、負担金を交付することにつ

ては、希望条件であります、私の希望条件に対して文部省側としてはどうい

きましては、私どもといたしましては、この校舎の建築ばかりでなく、統合そのものも校舎の建築も両方とも円満に行われるという一つの条件といたしております。その条件という中には、学校の規模もおおむね適正な規模、十二学級ないし十八学級になるような学校統合であることが望ましい、また通学の距離につきましては、小学校は大体四キロ程度、中学校にあつてはおおむね六キロ程度になる学校統合が望ましいということを十分府県の関係官にも了解してもらつてこの仕事を進めたいと思つておる次第でございます。

○高田なほ子君 次に、第六号の問題です。これは、危険校舎に対する国の補助を規定したのですが、中学校の方は新、増築の場合には二分の一、危険校舎の場合は小学、中学とも三分の一、こういうことになっております。ここあたりには私は矛盾があるのではないかと思つたのです。先ほど第三條で御答弁になったように、将来小学校の方も二分の一にしたいという御希望を持つていらっしゃる、特に危険校舎は最近の末端の方では老朽の度合いを測定する基準を下げて、老朽校舎をだんだん、実際はあるのだけれども計算の上では老朽校舎を少なくするような方法がとられていようでありまして、私はそういう方法はあまり妥当ではないと思つたのです。老朽は老朽、危険なのは危険、こういうふうな認定の方法等についても正確な認定が行われるように私は政府側としては指導するのが妥当ではないかというように考へる。そうして危険校舎は、ほとんどと老朽になり始めますとかなり加速度的

に老朽になつて参りますので、この国の負担率も、願わくばやはり二分の一、こういうふうな規定を出す方が正しいのではないか、現在では正しいのではないか、こんなふうな考へるわけでありまして、現在の危険校舎の総坪数と、それから今後の建設計画と並びに経費二分の一という私の意見に対して、政府側としてはどういふふうな考へを持つか。

もう一点は、構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項を政令で規定することにしてある、こういうふうな説明が述べられてありますが、この場合の台風通過地域あるいは潤湿地帯における白アリ等の蝕土等、これらのおそれある地区に対しては、相当危険度の判定基準といふものについて、特殊な考へが払われなければならぬ必要があると考へております。この判定基準について、こういう特殊な地帯に対して、何か政府として特別の考へ方を持つておられないかどうか、この点についてお尋ねしておきたい。

○政府委員(小林行雄君) いわゆる老朽危険校舎の国庫負担に關するお尋ねでございますが、これは私も従来から各府県を通じて全国的に耐久度調査といふものを実施してもらつております。ただ、この危険度の認定につきましては、私も重いといひますが、危険度の高いものをなるべくこれを低く認定するように指導するといふようなことはいたしておりません。私も現狀があるままのものをそのままいろいろ予算折衝等の資料にいたしておるわけでございます。決して認定を押えるといふようなことは今までも絶対に

いたしておらないつもりでございます。補助率の点につきましては、これは私も、ことに不正常授業等の場合は比較いたしますと、危険校舎の改築の場合には一、二、三、四の経費が市町村で要することになりますので、ことに財政的にあまり豊かでない市町村等では非常に困るわけでございますので、私も文部省といたしましては、この危険校舎の改築に要する経費は、ことにできるだけ早く二分の一にいたしたいといふふうに考へております。なお、これは昨年の秋に全国的に調査を漏れなくいたしました。その結果によりまして、義務制の小、中学校におきましては、基準までの要改築坪数は大体百九十万坪という数字が出ております。それから、幼稚園あるいは高等学校の非義務制におきましては三十一万坪、合せて二百二十一万坪というふうなかなり膨大な数字が出ておりますので、これにつきましては、文部省といたしましては、この数字は、実は昨年の秋の実態調査で初めてわかつた数字でございますので、これについては今後やはりはっきりした改築計画を立てて進まなければならぬといふふうに考へております。

で、最後に御尋ねのございました蟻害の場合、また災害常襲地帯の危険校舎につきましては、私も重いといひますが、資料といたしまして、耐久度調査をいたしますその場合に、たとえば台風につきましては、ことに風圧力といふものを構造の計算に入れるようにこの調査表が仕組まれておりますので、一応それで、ことに台風の常襲地帯に対する危険度といふものは、一、二、三、四

点が出てくるというように見ております。また蟻害につきましては、これを腐朽度の判定の基準の中に、その蟻害という項目も入れておりますので、私もいたしましては、一応まあ適当なやつておるつもりでございますが、今後十分注意をいたしたいと思つております。

○高田なほ子君 危険度の認定はかなり正確にやつておる、こういう御答弁でありますから、それで丁といたしました。ただこの点について、特に大臣にお尋ねしたいことは、貧弱市町村の場合には、この地方の財政難のために危険度が正確に認定されても財政上負担に耐えられないという理由でなかなか危険校舎の復旧が思わしくないといふこともあり得る、これは大へん困つたことであります。で、この場合の起債の特例等については、何か特別な考へを払われる必要があるのではないか、いかがでしょうか。

○國務大臣(松永東君) 御指摘のような問題は、非常に重要な問題であります。一般に危険校舎と認められるような危険校舎、それに修学児童を収容して教授しているといふことは、まことに戦慄するような状態だと思ひます。でありますから、そうした問題は一日も早く解消せんければならぬと念願しておるのであります。これは大体は、先ほど政府委員から申し上げた通り、これは危険校舎だといふ認定のもとに補助金を出すというところになります。と、必ずそうした貧弱町村については、起債が認可になる、交付金が交付されるというふうになっております。

て、必ずそういう面は御心配ないようには、解決されると存じております。

○高田なほ子君 そすると、今の大臣の御答弁によると、起債の引き上げ等によつてこうした問題は必ず解消すると、こういうふうな御答弁でございますが、よろしくごさいませぬ。

○國務大臣(松永東君) さようでございます。

○高田なほ子君 念のためにもう一点伺つておきますが、これはまあこの法律に直接關係がないかと思ひますが、もしこの危険校舎が倒壊をして子供に損傷を与えたといふような場合、あるいはまた危険校舎、すなわち戸の戸締りが不完全なゆゑに、中にどろぼうが入つて火をつけたといふような場合、これはやはり校長に火災責任が負わせるような場合があり得る。私はこの校舎の危険度による盗難あるいは放火等については、これは単に校長の管理の義務だけを責めるべきものではなくて、当然国自体もその責任の一端を負わなければならぬといふ考へ方をかつて今も持つてゐる。従いまして、特にこういう問題に關する学校の災害等に対しては、校長や職員等の一方的な責任だけを責めることなく、当然こうしたことを起さした原因を国自体が持つのだといふ考へのもとに善処せられることを、これは要望としてつけ加えておきます。

それからもう一点伺ひたいことは、第七條の、建築費の時価を參照して工事費を算定するといふ規定がございまして、この場合は時価にスライドするの、それとも完全にスライドしないまでも、若干スライドの味をここに

含ませるといふ意味なのか、こころの法的な解釈を明確にしておいてもらいたい。

○政府委員(小林行雄君) 一坪当りの建築単価の問題でございますが、これにつきましても、この建築単価は御承知のように、その資材なり労賃なりによって非常に大きく変化するのでございまして、従来も特に急激にこの建築の工事費が上りましたような場合には、大蔵省と予算的に折衝をいたしまして建築単価を上げてきた事例もございまして、大蔵省といたしましては、時価というものをもちろん基礎におきまして、大蔵省と予算の場合に折衝するということにいたしておるわけでございます。一応その建築単価が予算のときにきまりましますと、特に大きな事情の変化のない限りは、そのときの予算の単価によって工事を実施していただくということになるわけでございます。

○高田なほ子君 この場合スライドすることは大体わかるんですが、今までの経験から考えてみると、文部大臣の主張というものはなかなか通らないんですね、大蔵大臣の方が財布のひもを握っておりますから、いつもひもをくくっております。せっかくこの法文に、建築費の時価を参酌して、と書いてあるんですけれども、その参酌というものが大蔵省の財布のひもの参酌になつてしまふ。これでは本来の意味の建築費の、いわゆる合理的な増額ということが行われないんです。この場合の「協議」といふのは、何を協議するのか、協議の内容、協議の権限、これは法的にどれが一体主眼になるのか、財布のひもか、それとも時の建築費の時価が

主になるのか、非常にこれは大きな大切な問題でありますので、この点みなで、この委員会として確認しておきたいと思うので、明確に大臣から御答弁をわすらわしたい。

○国務大臣(松永東君) ただいま御指摘になりました、この第七条の「文部大臣が大蔵大臣と協議して定める」とこれは、協議してみたら財布のひもを握っているのは大蔵大臣じゃから何もならぬ、言いなりほうだいいじゃないか、こういうふうなお説のように承わっておりますが、そうでもないんです、実際は、相当やりまして、相当大蔵大臣を動かしたこともある。現に三十三年度の予算も、あの石部金吉を相当説きましたこともある。従つて、この協議のうちにも、やっぱりこつちの言うことも聞かせ得る可能性もある。従つて、今後はますます一つあなただけの後援も得て強くなつて大いに一つ折衝してみたいと考えます。

○高田なほ子君 大臣が大へんにごんばつていらつしやることは、ときにはコンクリートのようにならぬ大臣を動かすこともあると思う。それはそれとして了承いたします。ただ大蔵省の、失礼な言い分でありまして、下部官僚諸君、教育の実態というものをあまり御存じないらしい、そうして地方にたまた、五年に一ぺんぐらいいつてきて、これで実態がわかつたというふうなことで帰つていくというふうな風評も聞く。五年に一ぺんぐらいいつてきて、これが老朽校舎だ、これは大へんだというふうな認識ではとても安心して私どもはおまかせできないような気もする。何とかこの大蔵省の下部官僚に、こういう教育の実態、なかならず学校

の施設の実態というものをよく知らせるために、せつかく文部省が白書などをお作りになるんですから、こういうものでむしろ文部省の講習でもなさつたらいいかでしょう。知らせる工夫はないものか、もう少し認識を高める工夫はないものか。これは文部省を責めるのではなくて、教育自体が国全体の問題として考えなきゃならぬ。文部省だけにしよせるのではなくて、なかつて教育財政の問題については、大蔵省等の徹底した認識というものがなければ、幾らわれわれがこの文教委員会でもがんでみてもどうにもならぬいし、大蔵省に十分に知らせる、そして予算も十分に取れるということになれば、内藤さんが言うように、日教組を弾圧する必要はなくなる。そもそ

も、日教組の運動は、現在の荒廃した教育環境をどういうふうな立て直すか、こういうふうなところからいろいろの要求が起つてきている。それを、ただ日教組の運動はけしからぬということに弾圧するのではなくて、もう少し明朗な、健康な、積極的な方途というものが閣僚全体の責任として打ち出されてこそ、初めてお互いがよい慣行の上に乗つた労働運動というものが築き上げられていくのではないかと。なかならず、日教組対策にはなはだしく熱心、というよりは執念深いこの政府のやり方に対しては、これを緩和する意味において、文部大臣の責任において、教育財政確立のために特段の配慮と特段の細心の実行が必要ではないか、こんなふうに考えますが、この点について、大臣の御見解をわすらわしたい。

○国務大臣(松永東君) この法律は、日教組との関係はありませんよ。ですけれども、御指摘のような、日教組と何もけんかをしようとか、日教組を相手にして争うして闘争をしようとかいうような考えは持つておりません。ただ、仰せの通り、円満に民主化された教育を施していきたいということを急願いたしております。先ほど仰せの趣旨は、要するに、官僚がいかにものごとというふうな趣旨だと思ひます。しかし、みんなそれは時勢によつて官僚もやはり徐々に民主化してきておるようによつておきます。おそくは、日を経るに従つてやはり民主化が充実してくるものだとは私は確信をいたしております。

○高田なほ子君 これは、大臣を非難して言つてゐるんじゃないんです。非難をして私は質問をしてゐるんじゃないんです。ただ、希望意見として、特に教育財政に關係する大蔵官僚に対しては、認識の度を高めるような方法手段というものが並行的に考えられてしかるべきではないかという意見なんです。もちろん、私は、この法律が日教組に關係あるなどとは考えておりません。日教組といつても、これは一人一人の先生の問題ですから、現場の先生が教室がこわれていたり、危険な校舎におつたのでは、やはり非常に心配をされて、この心配が教員組合あたり

のいろいろな会合で話し出されるわけでしょう。何とかこの危険度は早くよくならないものだらうか、父兄の負担でなくてよくならないものだらうかと、いろいろな声が、いろいろの文部省に對する要求となつて出てくることは事実なんです。日教組の要求というものは、日教組の中央執行委員会の要求じゃないんです。一人々々の教室に

らつしやる先生方がこういう問題を出されますから、自然それが集まつていろいろな教育財政の要求の要求になるわけなんです。ですから、決してこれが直接關係あると言つてゐるわけじゃないんです。こういうことを緩和するためにも、大蔵の關係官僚に親切な御連絡が必要ではないか、こういうことを申し上げておる。どういふふうに

○国務大臣(松永東君) 仰せのようにしよつと思つて、私は、就任以来非常に大蔵省とも折衝を重ねておりました、大蔵省の、このごろは大蔵省の方も教育行政の方も多少は理解してくれておると思つております。今後ますますその理解を高めるように努力していきたいと存じます。

○高田なほ子君 もう一点、今度は鉄筋コンクリートの建築の場合のことなんです。これはこの法律のどこに該当するか私自分で研究してもわからないのでお尋ねしたいのですが、鉄筋コンクリートの場合には、単価が五万四千でしたか……。

○政府委員(小林行雄君) 五万七千九百円です。

○高田なほ子君 この単価は、一応最低の単価だといふふうに私も考えておるわけなんです。できるだけ最低の単価の中でおさめたいといふことは地方でもお考えになる様子であります。でも、どうも文部省のいわゆる行政指導の面で、たとえば、ここに百坪の鉄筋コンクリートの校舎を建てたい、こういうふうな計画がある場合に、六十坪は鉄筋コンクリートの単価で計算をし、残る四十坪は、今度は、配分の都合上からかと思ひますけれども、木造建

築の単価で補助金が交付されているという事実が各所に見られる。こういう計算をしてやってみると、せつかくコンクリート建の最低の基準であるべき五万何千の金額というものが、木造の建築とくっつけて渡すために、必然的に単価が切り下げられてくるというところになっている。切り下げられた場合に、しからば半分だけ木造にして半分だけは鉄筋にするかというところ、そういうわけにいかないで、やはり百坪の鉄筋コンクリートを建てるためには、必然的に引き下った単価の不足額というものを地方の財源で負担しなければならなくなる。これはやり方で、単価を引き下げる方法になるのではない。か。こういうやり方は望ましくない。のであって、この方法を是正するためには何とか方法が講じられないものか、これが一つ。

それから各都道府県に対する鉄筋コンクリート建築の計画は、どういふふうに行われているのか。私が質問せんとすると、昨年度よりは鉄筋コンクリートの配分基準がぐつと下ったように伺っています。たとえば、全校舎の二六%を鉄筋コンクリートに昨年度はした。今年は二〇%きり補助金をくれないということになってくると、これは配分基準が下ったというふうに解釈するよりほかに方法がないのです。が、文部省は、鉄筋コンクリート建築に対して将来どういふ計画を持っているのか、どうもその辺のことが私に明確にわからないのです。私の質問に明快な御答弁がいただきたいんです。

○政府委員(小林行雄君) 具体的事例をあげてお尋ねでございますが、確かに特別の場合に、たとえば、

鉄筋で百坪建てたいところへ、鉄筋の補助金としては六十坪、木造四十坪というふうなこともまれにはあるかと思ひます。これは、御承知のように、鉄筋のワークがまだすべての建築家の御希望を達するだけの余裕もございませんので、できれば本年度はあきらめて来年度に回していただきたいというふうなお話し合いになってきます場合に、それでは半分でもいいから何とか鉄筋をくれ、今年はいくらか事情があるからどうしても建てねばならぬので、というふうな具体的な話になりまして、私どもといたしましては、実は翌年度に回していただければ百坪まるまる上げられるのだが、というふうな話をいたしました。でも、学校の設置者の町村の方で、たつてそれでもやりたいというふうなことで、そういう結果になることがまれにございます。しかし、いずれにいたしましても、それは、ただいまお話のございましたように、実質的には単価を切り下げるということにもなりますし、格好といたしましてもあまりいい格好でもございませんので、今後はできるだけそういうことのないようにいたしたいと思ひます。

それから構造比率の問題でございますが、まあこれはいろいろの項目によつて構造比率が多少違ひますが、一般の場合におきましては、昨年は、木造が七五%、それから鉄筋、鉄骨が二五%と、こういう比率でございます。三十三年度におきましては、それをやや高めまして木造が七〇%、それから鉄筋、鉄骨が合せて三〇%ということにいたしましたので、ただいまお尋ねのように、昨年に比べて鉄筋の割合の比率が府県によって少くなるという

ようなことはおそろしく私どもないと思つております。まあしかし実情として、やはり災害の特に多いような地帯において、あるいは大都市で防火地域の非常に大きいような府県には、実際の配分上鉄筋がよけいにくというふうなことはあり得ますけれども、初めから去年より鉄筋の比率が少くなるというふうなことはないと思つております。

○高田なほ子君 特殊な地帯に鉄筋建の配分がよけいにくというところは、これはけつこりだと思ひます。しかし、そうではなくて、将来どうでしようか、台風通過地域のようなどころには特例を設けて、わずかに鉄筋三〇%の率では、私どもから考えると低いのです。ですからこれをわかに高めることができないければ、特例を設けて、新築する台風地域等の校舎等については鉄筋を割当するといふような方法が別途に講じられていいのではないかと、こゝろに私は考えます。

また、北海道等における厳寒の地方では、これは木造建では燃料費があまりに要り過ぎる、日本の特殊地帯を考へても、まん中の非常に気候のよい所と、それから北海道のような非常に寒い所では、おのずから民家の建物の構造もまた変りつつあるわけですね。しかるにもかかわらず、北海道では依然としてやはり木造が多い。こゝろに厳寒地区には先に申し上げたような特例を設けられて、耐寒建築といふものを別途に研究工夫され、かつ予算の配分等についても別途の考慮といふものが与えられてしかるべきではないかと。特に北海道地方は、れんがの生産等についてはかなり優秀なれん

が安くできるようなところなので、です。ですから鉄筋でやろうと、あるいはまたれんがを使つてやろうというふうな場合に、その地区々に応じた配慮といふものが将来されるのが至当ではないかといふふうに考えられますが、特例といふものを認められないのか。それからもう一つは、各県に鉄筋建築の予算を配分する場合、この県財政の規模によつて配分率が違ひのか、平等に配分されているものか、この点について説明をしていただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答え申し上げましたように、構造比率で鉄筋の予算は組まれておるわけでございますが、しかし最近の学校建築の状況から見ますと、鉄筋の希望が非常に強くなつて参りました。まあ、例年この鉄筋については奪い合ひの状況でございます。私どももいたしましては、お話にもございましたように、台風等がひんぱんに襲つて来るような地域については、やはり将来のこともございまして、できるだけまあ鉄筋化するようにはいたしたいと思つております。ことに災害がございまして、これの復旧をするような場合には、できるだけ、木造で復旧するということでは、やはり鉄筋で復旧するといふふうな文部省といたしましては努力をいたしております。

なお、厳寒地等もお話のございますように、やはり鉄筋構造が私どももいふのではなからうかと思つております。ただ現状では、先ほど申し上げましたように、鉄筋について奪い合ひの状況でございますが、その中でも、なるべくやはりそういった地域には鉄筋構造の建物ができるように、なるべく

合理性を持たせて配分をいたしたいと思つております。なお、私ども鉄筋を配分する場合、府県の県財政の状況といふようなことは特に重くは見えておりません。それよりもやはり各市町村の設置者の、どういふ建物を建てたいかといふ設置者の御希望を尊重してやるということにいたしてまいります。もちろん先ほど申しましたように、防火地帯とか、あるいは災害の多い地帯といふものにつきましては、できるだけ鉄筋構造を多くするという方針でございます。特にお話がございましたような、県の財政状況を重視するといふようなことはいたしてまいります。

○岡三郎君 時間がありませんので、簡単に質問をいたしたいと思ひます。が、校舎を建てる場合の敷地の問題で、これについてはこの法案は直接関係はないようですが、やはり特に人口が集中してくる大都市で、中学校舎敷地といふものをめぐつて相当困窮しておるし、無計画である。こゝろのこと、ついで建てるときに、児童のことも購入する単価その他が非常に高くなつておるために遠隔の地に求めたり、あるいは不便な土地に求めたり、もつとひどいところではないかと、これが学校の建物の土地として適當かどうかといふことを心配されるようなものもあるわけでありませう。こゝろ敷地の問題についてどう考へておるか、お考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) お話のございましたように、ことに中都市以上の都市に新たに学校を作りますような場合に、校地の買収でいろいろ困難をし

とおるということをお願いしております。学校の施設ということを一がいにい言いました場合に、やはり建物のほかに敷地も入るわけですが、これに付きましては、なお前々国会で当院で御決議もございました。補助または起債の対象にするようにと、こういう御決議があったわけですが、文部省といましていろいろ検討をいたしました結果、まあ自治庁とも折衝をいたしまして、三十三年度から新たに学校の校地を求めるような場合には、一定の基準に従って起債の対象にするという措置をいたしたわけでございます。国庫負担の対象にするかどうかという点につきましては、これは御承知のように、土地の問題はその個々の状況によりまして、いろいろ値段等も非常にまちまちでございます。また一定の基準と申しまして、どの程度まで必要であるかというような基準もそう簡単にはできませんので、私どもといたしましては、しばらくこれは起債の対象ということで、実際上の実施の状況を見たいと思っております。

○岡三郎君 起債のワケはどのくらいになっておりますか。

○政府委員(小林行雄君) 自治庁の起債のワケは、義務教育施設分といたしまして百二十億の予算が組まれております。これは御承知のように、建物と土地と合せてございまして、その中から最も必要なものについて自治庁の方では起債を認める。これは、本年度最初でございますので、テスト・ケースとしてそういう形をとっているようでございます。

○岡三郎君 建物と一緒だというと、またずいぶんこの運用によって困る

と思うんですがね。実質上敷地の分についてどのくらいの想定をしているわけですか、大体は。

○政府委員(小林行雄君) 自治庁の方では、本年度はテスト・ケースであるから、実際の要望の調査をしてみたいとはつきりわからない、しかし必要最小限度のものはこの百二十億の中から認める措置をとると言っております。

○岡三郎君 従来建物の起債の額は、大体どのくらいになっておるんですか。

○政府委員(小林行雄君) 前年度は建物の起債が百十億でございます。三十三年度は百二十億になっていまして、ございまして、前年度に比べて十億だけ増加しておるわけでございます。

○岡三郎君 そうなると、焼石に水といいますが、ちよつと小さいと思うのです。それで、土地というものが急激に上ったというのには、御承知の通りだと思ふのです。それで、何かほかに国庫補助が今一段階としてはむずかしいというが、やはり将来ある程度この補助を考へないと、これは不可抗力によつてふえていような認識を持つわけですか。というのは、工場なりあるいは住宅がずつと移動していく、そうなるという、そこにとりまして学校というものを作らねばならぬが、土地が非常に高い、これは後手後手になっているわけだ。だから、もうちよつと土地というものを安く確保するという方法を研究しなけりやならぬと私は思ふんです。だから、その安く確保するために研究するとともに、それに合

わして補助を出せばその確率というものは多くなるのじゃないかと思うのだ

が、その点はどうですか。

○政府委員(小林行雄君) やはり学校の教育を国家的にいわけゆるやめるためには、一定の範囲の校地というものが必要でございます。そのために町村の方で、まあその出費のために非常に苦しむということでありまして、それに対して、国としても応援する態勢を考えなければならぬわけでございます。ただ先ほど申しましたように、この負担の対象とする土地の範囲の問題とか、あるいは一体どれだけの校地が必要かという算定の基準の問題とか、技術的にいろいろ困難な問題も出てきますので、現在の段階では起債で見ても、これは単独起債になりませんが、単独起債で見ても、一応現状ではやむを得ない措置ではないかと思っております。

○岡三郎君 私は、文部大臣にこの際この問題についてお尋ねしたいんです

が、一般住宅の場合においても、土地の値上りのためにだんだんと遠隔の地に行つて、交通機関が混雑しておるというところは御存じのことと思ふんですが、建物を建てる場合においても、都市計画というものがあつて、大体ど

ういう方向に住宅地帯を設定するとか、これはいろいろと計画があると思ふんです。そういう場合に、先手を打つて、ある程度まで土地というものを確保すれば、これは単価がぐつと安く確保されると思ふんです。ところが、人間が移つてからどうもこれではいけないというので、分校を設置して、それを本校に直すというよりなことをや

つていから、土地の値段が三倍も五倍も上つてから確保するよりな形が

出てきておると思ふ。私は、これは一つの私案ですがね。この法律の中に將來、私は土地の問題を含めてもらいたいという考え方を持っておるのだが、それができない場合に、教育金庫というふうな形のものを作つて、そうしてそれが起債という、こういうワケじゃなく

て、随時これを必要とするならば、ある程度までそれを認めた場合にはこれを貸して、そうしていくよりな方法をすれば、自治体等も先手が打てると思ふんです。ところが、今のままだとい

うと、どうしてもこれがおくれて、なかなかまとまつた土地を確保することが困難だから、結局いろいろなことをやつて、無理に別の方向へ校舎の敷地を求めるということになっておるの

で、そういうふうな、労働金庫とか、いろんな問題がありますが、教育金庫的なものを私がなぜ考えたかという

と、これもちよつと別の問題になるが、学校貯金をしておられますね、児童が。これは親の金です、やはり。ところが、学校貯金というものは、一体どこに使われているかということになると、これが教育的に使われておるとい

うことを私は聞いたことがない。い

うに供するよりな生かし方、こういう

たものが考究されなければ私はうそ

じゃないかと日ごろから思つてい

けです。それと合して、国庫の繰出

金等によって、教育金庫等を経て、実

的に実情に沿わないよりな土地の問

題、こういうふうな教育上非常に障害

になつていような問題の救済策を本

的に検討してもらいたいと思ふ。こ

これは文部大臣にちよつと聞きたいので

す。

○国務大臣(松永東君) 御説のよう

な問題は、私は研究したことがあるので

す。ことに私は、東京都と近郊地帯の

首都圏整備法をやりました関係があり

まして、そうしたときに仰せになり

したような地価の暴騰が、これはもう

非常に暴騰をいたしました。従つて、学

校あたりがなかなかとから、御説のよ

うに、住宅が建つてそこが都会化して

しまふ。それから適当な学校を建てる

としても、運動場をとるとしても、莫

大な資金がかかる。それをあらかじめ

予定して、そうして一つ何か金庫か何

かを設置して、そうしてこでちゃん

と確保しておいたらどうか、そういう

いという、あとでそうした公益的の

学校施設とかあるいは教育団体のい

ろんな関係の土地を求めるときに、と

んでもないことになるといふので、そ

う計画を立てたことがございま

した。しかし、昨年こつちの方に任官

したもので、その方は縁切れまし

たけれども、しかし御説のように、な

るほどと思ひまして、先ほど来考

えたのです。幸いに承りましたので、私

の首がどうなろうと、一つ、これから

そういう問題についても取っ組み合

つてみたいと思ひます。

○岡三郎君 今、文相から力強い発言があったわけですが、これは非常に、今後ともますますこういう傾向が増加するので、一つ、国費を軽減する面と、さらに一般の自治体の経費の節約の面というものを考えて、少し融通する金を確保すれば、何とか、まんべんなくとはいかぬけれども、相当心配されておるような面については手が打てると思う。この点を一つ、十分御考究願いたいと思う。

その次にもう一つは、危険校舎等を改築する、老朽校舎を改築するときに許可がおりるのですね、おけるといって、旧校舎はすぐ取り払わなければならぬということになって、実質的に許可がおりたところの学校が、新しい建物を作るためには、前のものを取り払わなきゃならぬ、これはどうも融通がきかぬし、困る。だから、ごまかすことではないので、新しい校舎を建てるまでのその校舎を何とかする方法はないかというので、ずいぶんこの話を聞いたが、この実情は、大臣の方じゃなくて、局長、どういふふうに考えておるか、この点聞きたいと思うのです。

○政府委員(小林行雄君) 危険校舎の改築の補助金につきましては、これは御承知のように、現状のまま使っておれば危険であるからというので改築するのでございますから、改築のでき上ったあとでは前の校舎は、こわしていただく、こういうことでやっております。改築する前に取りこわせということとは指導しておりません。

○岡三郎君 その点は安心しました。ただししかし、係官によるといって、改築に取りかかったならば、前の校舎をすみやかに撤去をするというふうなことを一応聞いたから、これがそうでなかったならば、その点はいいとして、次に、小規模の校舎ですね、小規模の危険校舎等を改築する場合に、起債の対象にならぬということを言うのだが、これは、私はけしからぬと思うのです。小さな学校、これは小さな自治体ですね、そういうところが一生懸命に危険校舎を改築しようとするのに、補助金がきかぬ、これは私は非常に不合理だと思ふのですが、その点を何とか改善してもらいたいと思います。現行においてはどの程度以下が起債の対象にならないのか、これをちょっと言ってもらいたいと思う。これは、私は非常に不親切だと思ふのです。

○政府委員(小林行雄君) 起債につきましては、大体町村の場合は全額、工事費の額が百万円程度以下のものでない限りは起債を認めないというのが自治庁の方針なのであります。

○岡三郎君 その点百万円以下でも、貧弱町村になれば改築するために補助金がくるんですよ。補助金がくるんだが、それに伴う起債がない。だから、あるところの一億と、貧弱町村の百万円というものは、どっちが重いかかわからぬと私は思うのです。だからこの点は、文部省当局を責めるだけではいかぬと思うので、自治庁の方に交渉しなければならぬと思うが、もう少しその点を実情に即して改めてもらうようにお願いしたいと思うのです。小規模なものがゆえに起債の対象にならぬで、大規模なものがゆえに起債の対象になる、こういうことでは、私は実情に即さない、特にそういうふうな点について、最近私は気がついたので、この点をお

尋ねるわけですが、その点一つ努力してもらいたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(小林行雄君) まあ、この起債の限度のことではございますが、しかし百万円が適当かどうかということになりますと、いろいろ事情があると思います。しかし、いずれどこかで線を引かなければならぬわけではございません。財政の非常に貧乏な市町村の場合に百万円が実情非常にむずかしいということになりますれば、私どももいたしまして自治庁と話し合いをしてみたいと思います。

○岡三郎君 次に、現在横浜の保土ヶ谷で小学校の講堂を作るといふことになっていて、学校で一生懸命に金を父兄から取って積み立てておる。ところが市当局によると、たとえば八百万円なり、一千万円なりの建物を作るのに、その額が積み立てた額と、市の方では許可してくれぬ。それで、大体市の方へそういう努力をした結果、幾ら出してくれるかと聞いてみると、大体二百万円見当だという。そうしてやらないといふと、補助金が取れぬ。こういう形になっておいて、非常に学校建築に對する父兄の負担というものが重たいということに身にしみてさらに覚えさせられたわけですが、こういうふうな点について、もう少し自治体当局を脅迫して、そういうことがないようにやはり文部省の方として補助額をふやすとともに、自治体に対する私は指導を考えたもらいたいと思う。そういうことを言うに建たぬ、こういうことで父兄の方は泣き寝入りということよりも、子供のためだからいたし方がないといつて、一千万円かかるのを七百万円くら

い自分たちで積み重ねれば、三百万円か、二百万円来ぬ。そういう形で国の方から補助金をもらふ。これでは、もう建築することは父兄が主導力を握っている。これでは非常に貧困な家庭の方には、もう日ごろの子供の経費が非常にかかっている上に、こゝまで肩身の狭い思いをしなくては義務教育ができぬのか、こういう声が非常に強くなっているわけですが、これは一例ですが、ぜひともそういう面において自治体の指導とともに、将来二分の一の負担ということを小学校の部面においても確立してもらいたいと思うのです。これは要望意見になりますから、あとで一括して御意見伺いたいと思うのですが、次に建築単価、これは木造の単価は増加しておりますが、前よりも今年は幾らになつてゐるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 横浜の事例をおあげになつてお尋ねでございますが、私どももいたしましては、この国質のほかに父兄なりPTAの方から寄付があるというのを補助金交付の条件にしておるところはございません。ただ、おそらく中学校の屋体の予算が限られておられますので、昇なり、市の当局者がそういう寄付も集まつておるようなところは優先的に見るというふうなことを考えておるのではなからうかと思ひます。また学校の当局者の方で国の予算だけでなしに寄付金も集めて、自分たちのつばな屋体を作りたという気持ちからそういう寄付金を集めるといふことをやっておるのではなからうかと思ひますが、私どももいたしましては、中学校の屋体ばかりでなく、大体義務教育の施設についてPTAにおんぶするといふようなこと

は、あまり好ましいこととは思つておりませんので、私どももいたしまして、県の方へそういうことのないようにできるだけ注意することになつたしたいと思います。

なお、学校建築の単価でございますが、三十三年度の木造の単価は二万八千円です。

○岡三郎君 私は、その点大臣にお聞きしたいのですが、二万八千円というのは、やはり実情に即していないと思うのです。

もう一点は、建築屋に聞くといふと、やはり大きな建物だから単価が安くなるといつても、やはり全体的にいうと、完全なる建物というものを作るには不足だ、それで単価を引き上げてもらいたいという要望が相当あるわけ

です。

これはもう一つ別の例というところ悪い例ですが、前に世田谷等で、新校舎が建築屋の手抜きのためにえらい問題を起したことがある。これはいろいろ問題があつたところであつて、あまり単価を安くするといふと、手を抜くといふこともあると私は思う。入札方法におきましては、相互問題があると思う。ですから、ここに補助して、こういうふうな恒久立法する上においては、各校舎についての建築指導といふものを怠りなくやってもらはれると思ふ。しかし実情に即するといふことになるといふと、やはり単価が問題に私はなつてくると思う。二万八千円が妥当であるかどうかということについては、私は安過ぎるというふうなことをお一人です。現実におきまして、一般の住宅公庫の単価等とにらみ合せて、ある程度上げて、それに即応した

ところの厳格な監督というのをやらぬといふと、やはりどこかに疎漏があるのではないかと面を考へてゐるわけですが、この単価の推移、戦後から現在までの程度というふうになつてゐるかを簡単に御説明下さい。

○政府委員(小林行雄君) 建築単価の問題でございますが、現在の状況から申しますと、木造二万八千円、鉄筋五万七千九百円、その数字で各府県の方に補助金を配分して工事を実施していただくわけですが、実際の状況はこれより下回つてゐる工事が非常に多いのであります。たとえば百坪なら百坪の工事をするとすると、百坪にして坪数で十坪くらいふやしてくれという状況が相当多いのでございます。従つて、大蔵省といふいろいろな折衝いたします場合、実情がこれを下回つてゐるということから、交渉がなかなか簡単にいかないというふうな状況でございます。

なお、戦後の推移でございますが、二十八年ごろの数字を申しますと、木造が二万四千円、鉄筋が五万七千円、二十九年が木造二万七千円、鉄筋五万五千円、三十一年が木造二万八千円、鉄筋五万五千円、三十二年は木造二万八千円、鉄筋五万七千九百円。ですから、多少時価に應じてまして建築の単価は徐々に上つてきてゐるという状況でございます。

○岡三郎君 これで質疑をやめます。総合的に学校の校舎といふものが計画的に立てられて、しかもそれが父兄負担にならぬように、特に土地の問題等については緊急の問題として検討願ひたいと思ひます。これには土地の問題は含んでおりません。単価の問題についても今言つたようなことがあるならば、やはり二万八千円では私は少いと思ひます。それを下回つてゐるということになれば、早く老朽化するということに当たらぬと思ひます。ですから、そういうことの考慮といふものが十分下部に徹底するように御指導を願ひたい。

○竹中勝男君 時間ももう一時を過ぎましたし、健康にもよくないし、それからこの義務教育諸学校施設費国庫負担法案は相当重要な問題がたくさん残つておりますので、引き続きこれに審議する必要があると思ひます。そこで一つ、へき地教育振興に関する自民党さんの方の話合いを一つ促進していただきたいと思います。それができるのを待ちまして、午後は委員会を開いていただきたいと思います。

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】
○委員長(湯山勇君) 速記を始めて下さい。
暫時休憩いたします。
午後一時十一分休憩
午後八時十六分開会
○委員長(湯山勇君) これより文教委員会を再開いたします。
委員の異動について報告いたします。
本日、上原正吉君及び最上英子君が辞任され、その補欠として大谷資雄君及び田中啓一君が選任されました。
○委員長(湯山勇君) 本日、理事吉江勝保君から、都合により理事を辞任いたしたい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。
【異議なしと稱ふ者あり】

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

この際理事の補欠互選を行います。互選の方法は先例により、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと稱ふ者あり】
○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

それでは、委員長は、理事に三浦義男君を指名いたします。

○委員長(湯山勇君) この際お諮りいたしますが、当委員会に付託されておりますへき地教育振興法の一部を改正する法律案について発議者から撤回の申し出がありました。本院規則第二十八条第二項により、これを許可することに御異議ございませんか。
【異議なしと稱ふ者あり】
○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) 休憩前に引き続き義務教育諸学校施設費国庫負担法案を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言願ひます。
【速記中止】
○委員長(湯山勇君) 速記を始めて下さい。

○秋山長造君 ちょっと簡単に二、三點お尋ねしますが、今度の法律は、御説明を聞いておると、一体従来の線から実質的にどれだけ前進しておるかという疑問を持たざるを得ない。なるほどいろいろな臨時的な法律が幾つかあったのが一本にまとまつておりますから、われわれが文部法令なんかをめぐる場合に、あつちこつちめくらぬでも一カ所めくられば全部わかる、そ

ういう意味では確かに便利にもなつたし、一歩前進には違ひないと思ひますが、それ以上に実質的にどれだけ前進になっておるかといふことを一つまずお伺ひいたします。

○政府委員(小林行雄君) 御指摘のございましたように、従来の学校施設関係の法律は、公立学校施設費国庫負担法、これは必ずしも時限立法というわけではございませんけれども、内容から申しますと、中学校の整理につきましては、義務教育年限の延長に伴うもの及び戦災復旧というふうなものがあつて、事柄の性質上ある程度時限的に性格を持つております。それ以外の危険校舎に関する補助法にいたしましても、それから不正常授業に関する補助法にいたしましても、これは法律に

もはつきり書いてございますように、臨時立法法でございます。今回この臨時的なものを取りまして恒久法に改めたわけでございます。なおこれと同時に、従来の補助法につきましても、義務教育に関する限り国も責任を持つ、設置者と同時に、国も施設についてはつきり共同責任を持つということから今回従来の補助法を負担法に改めておるわけでございます。内容的に申しますと、従来の法的根拠のなかつた中学校の屋内運動場、それから小、中学校の学校統合に関する規定を新たに今回の法案に設けてまして、そういった面で実質的に相当私どもとしましては前進をしておるものと考えらる次第でございます。

○秋山長造君 もう一つ、根本の問題をお尋ねしますが、義務教育費といふことをまあ一口に言ひますが、この義務教育費国庫負担法という法律があるわけですが、その義務教育費国庫負担法にりたわれておる義務教育費といふものに一体この施設費といふものが入るかどうか、その点次官にお伺ひしたい。

○政府委員(白井一君) ただいま御質問ございました義務教育費の国庫負担法に含まれておりますのは、教員の俸給を二分の一の国庫で負担するということ、もう一つ教材費を二分の一の国庫において負担する、この二点にあるのでございます。
○秋山長造君 いや、私の尋ね方が悪かつたのです。それはもうわかり切つてゐるのですけれども、この義務教育費国庫負担法というふうな場合の義務教育費ですね。なるほど義務教育費国庫負担法には、義務教育費国庫負担法といふような名前が書いてあるけれども、ただ給与費と教材費しか入つていないけれども、本年は義務教育費といふものにはいづゆる給与費、教材費だけではない、施設費もこれは含まれるべきものと考へておられるのか、それともやはり施設費といふものは厳密な意味での義務教育費ではないということ考へておられるのかといふことをお尋ねしておるのです。
○政府委員(白井一君) 広い意味におきましてはもとより施設費につきましても義務教育費の一部と、かように考へられるのでありますが、従来はこの点につきまして必ずしもそういうふうな法律上は規定してありませんでした。そこで、まあ広義の意味における義務教育費の一部に加へたい、こういう意味からいたしまして、従来補助といふことになつておりましたのを今回負担法と、かように改めたのも広い意

味におけるやはり義務教育費である
と、かように解釈いたしたわけであり
ます。

○秋山長造君 その点が私は、えらい
ばく然としたお尋ねをして恐縮でござ
いますけれども、私は本質的には非常
に重要な点だと思ふのです。で、私
はやはり広いとか狭いとかいうこと
なしに、いやしくも義務教育費とい
う以上は、これは厳密に義務教育費の中
にやはり施設費といふものは人件費と
並んで当然入れてしかなるべきものだ、
また入らなければならぬと思ふので
すね。そういう点がはつきり確立して
ないと、やはり国庫負担法といふもの
がほんとうにこの魂が通つてこない
じゃないかと思ふのです。ただ羊頭
を掲げて狗肉を売るような法律にな
つてしまつて、やはりこの義務教育費
といふものは当然給与費と教材費と施設
費、この三位一体で初めて義務教育費
といふものが成り立つのだという考
え方ではないと、この義務教育施設費
負担といふことに私はならぬと思ふ
のです。むしろ私は現在の義務教育費
国庫負担法は給与と教材だけだけれど
も、こういうような別個の法律でなし
に、義務教育費国庫負担法といふ名前
のもとにこの給与費、教材費、施設
費、三つを一まとめた法律といふ
ものが私はあるべき姿じゃないかと考
へるのです。それに至るまでのいわば
暫定的なこれは今回の立法といふもの
は、これは位置づけられるのじゃない
かといふように考へるのですが、その
考へ方は正しいのですか、間違いで
すか。

○政府委員(白井莊一君) ただいまの
秋山委員のお考へは、われわれ文部省
としても考へていることと同一と考へ
ます。ただし、従来、終戦後義務
教育が三カ年間延長されて、それでな
くても約一割以上は義務教育——小学
校においては戦災を受けたその復旧
等、いろいろ財政的な負担があるの
で、一応施設については補助と、こ
ういうことで義務教育の国庫の負担から
法律上は除いておつたかと思ふのであ
りますが、しかし教育行政の上からは
やはり当然施設についても国庫で義務
教育については負担すべきものと、か
ように考へております。

○秋山長造君 その点はわかりました
が、私の最後の点です。これは本
来、義務教育費国庫負担法という法律
にこれは給与費、教材費、施設費は一
本化されるべきものじゃないかとい
う点はどうか。

○政府委員(白井莊一君) それも確
かにりっぱな御意見だと承知いたしま
すので、一つ十分参考に拝聴いたして
おきまして、将来考へたいと、かように
考へております。

○秋山長造君 その点は局長専門的に
どうでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) この義務教
育学校の経費につきましては、いろいろ
ろ、設置者が負担するか、あるいは国
が応援するかというふうなことに
ついて、従来からいろいろの変遷がござ
いました。ただ、その学校の施設費に
つきましては、これは明治の初め以来
設置者が負担するといふことで今日ま
でずっときたわけでございます。で、
国が特別の場合に設置者負担主義に対
して応援をするという制度をとつてき
たわけでございます。ただ、こういう
制度でありますと、やはり義務教育に

対する国のまあ共同責任といふことか
らいいますと、やや欠けるところもあ
りますので、この前の、前々国会での
付帯決議の御趣旨もありまして、文部
省といたしまして、やはり義務教育
に対する国の責任といふことを考へ、
今回のこの新しい新法案によりまして
国の共同責任を明らかにしたい。従つ
てまあこれは、先ほど政務次官からも
お答え申し上げましたが、一がいに、
義務教育費といふ場合に、この施設
費が入るか入らぬかといふことにな
りますと、御意見が分れるところであ
ろうと思ひます。大体その限界は実定法
で定められるものであらうと思つてお
ります。が、私も広い意味では先ほど
政務次官からもお答え申し上げました
ように、この施設の経費の負担も一応
含めてもいいんじゃないかと思ひ
ます。

○秋山長造君 私は、含めてもよから
うといふようなことじゃないに、私は
やっぱりそういうあいまいな点がある
から、やっぱり今度の法律でも、最初
文部省は、あるいは政府は二分の一
庫負担一本でいくといふことを大きく
アップビルされておつたにもかかわら
ず、今ここに見るように後退してし
まつたじゃないか、こう思ふのです。
私は義務教育費は、給与費、教材費、
施設費ひつくるめて義務教育費と考
へるべきものであり、従つて、給与
費、教材費について二分の一庫負担
といふ原則が立つならば、これは当然
施設費についても二分の一庫負担と
いふ原則が確立されなければならぬと
思ふのです。ただ、それがたゞいま
おっしゃる通りに、沿革的にまず給与
費が半額国庫負担になり、それからそ
れに続いて教材費が半額国庫負担とい
ふことになり、そして、この次には当
然施設費もおつづけ半額国庫負担とい
ふことになるべきものであるが、今、
財政的な理由その他一度にいかない
ために、暫定的にこゝろいうような二
分の一、あるいは三分の一といふよう
なことにどまつておるのであつて、こ
れはもう給与費がまずなり、教材費が
それに次ぎ、さらに施設費が近い将来
次ぐべきものだ。また、政府としては
当然そこにもつていかれるべきものだ
といふふうに考へるのですが、その点
はもう少しはつきりお答え願へませぬ
か。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねのお
話の中にもございましたが、この新法
案をいろいろ研究いたします過程にお
きまして、義務教育費国庫負担法の中
にこの施設関係のものをいれるとい
ふことについても、確かに文部省とい
うにしても検討したわけでございます
。ただ、教員給与なり、あるいは教材
費の關係に比べて、学校施設の
法律の内容からいいますと、きわめて
技術的な要素の多いところもござい
まして、一がいには義務教育費国庫負
法に入れることができないといふこと
から、法律としては別個の法案を御提
案申し上げたような次第でございま
す。觀念的には私もたゞいまお話し
がございました点で一致しておると思
ひますが、大体従来からの沿革もござ
いますし、また国の予算のワケ等もござ
います。現在ここに御審議を願つて
いるような形になつたわけではござ
いませんが、たとへば、ただいまお
話のございましたような負担率などに
つきましては、文部省といたしまして
も義務教育の施設については当然、で
きるだけ早い機会に二分の一にすべき
ものであるといふふうに考へておる次
第でございます。

○秋山長造君 その点は觀念的とい
うか、原則といふか、考へ方といふか、
政府部内にははつきり一致しておるの
ですか、その点は。どうですか。と申し
ますのは、なるほど文部大臣の提案説
明を読みますと、あるいはまたこの法
律の内容を見ると、従来の設置者負担
といふ原則は否定されているわけだ
。国と地方とで分担するといふ原則
に変わつておるわけですね。ところが、
今度の予算折衝の過程なり、あるいは
この法律が形をなすまでの間にいろ
いろ議論があつたと思ふのですが、た
とへばこの大蔵省あたりの考へ方は、
やはり施設といふものは、これは原則
的に地方負担がほんとうだといふ考
え方を必ずしも今日においても捨て
てないのじゃないかと思ふのです。そ
れからまた、自治庁あたりはやはり大
蔵省と同じように、設置者負担が当
りまえだ。むしろ国が負担する、あ
るいは分担するといふ考へ方は、こ
れは邪道だ。まあせいぜい百歩譲つ
ても、起債くらいでまかなつていく
にどめるべき問題じゃないか。こ
ういふ考へ方をやはり捨ててないの
じゃないか。その点は、これはもうこ
の法律に現れておるやうに、設置者
負担といふ明治以来、長いことと
持ち続けてきたこの歴史的な原則と
いふものは、この法律が出ることに
よつてはつきり規定をされた、そ
うして国と地方との分担すべきもの
だといふ原則が、政府部内において
統一した

原則として確立されたのかどうか、この点を確かめておきたい。

○政府委員(小林行雄君) この法案を御提案申し上げるまでには、大蔵省なり、自治庁にいろいろ御意見がございまして、政府としてこの法案を御提案申し上げました以上は、当然大蔵省も、自治庁も、この義務教育の施設費については、設置者と並んで国も共同責任をとるべきであるということで見が一致いたしております。ただ、この補助率が、三分の一のものもあり、二分の一にできなかった点がございまして、予算が許せばできるだけ二分の一にしたいという気持は変らないと思っております。自治庁の関係につきましても、これもこの法案にも出ておりますが、地方財政法の一部を付則で改正いたしております通り、この義務教育の施設費については、国が共同責任を持つということについては、決して意見が異なっておりません。

○秋山長造君 それからもう一点だけお尋ねしますが、第三条の関係ですが、一体今度出ております計数基準を定めている法律では、少し詰め教室を小学校については五カ年計画で解消していく、中学校については三カ年計画で解消していくというこの年次計画を描いて立案されているように聞いているのです。ところが、この法律では、たとえば公立小学校の不足校舎の新築、増築とか、あるいは危険校舎の云々あるいは屋内運動場の云々というように並べられて、負担率だけはきめられておるのですが、そこに何か年次計画というようなものが、一体あるのか、どうか。その点をこの各号について

て——この第一号に該当するものは、現在何坪であつて、そしてそれを何カ年計画でこの法律によつて解消していくのだと、第二号はどれだけあつて何カ年計画でやつていくという具体的な数字と、そしてその計画があればお示し願ひたい。

○政府委員(小林行雄君) 小、中学校の不正常授業の関係でございますが、これは御承知でございますが、思ひますが、この不正常授業は、必ずしもいわゆる過大規模の学級だけでなしに、一部授業その他、また仮校舎あるいは借用校舎の関係等も入つておりまして、いわゆる少し詰め教室の解消だけではないわけでございます。で、この不正常の関係については、今後の児童並びに生徒の非常に大きな増減がございまして、文部省といたしましては、今後新たに三十三年度以降別個の年次計画を樹立して解消して参りたい、大きな原則といたしましては、ただいまお話の中にもございましたように、三年ないし五年の計画で解消するように努力をいたして参りたいと思つております。それから、中学校の屋内運動場につきましては、これは現在でも、この予算といたしましては、積集地だけを一応対象として予算が組まれております。ただし、配分に当りましては、積集地以外の暖地にも配分することを一部認められておりますので、一府県二校ないし三校程度の中学校の屋体を建てておる状況でございますが、全般的にこれを全国共通で建てるということになりますと、現状とはかなり不足の坪数も違つて参りますので、そういう点につきましても今後計画を立てたいと思つております。

それから、学校統合につきましましては、これは市町村ですでに議決された坪数が大体三十七万坪という数字に上つております。これは昨年の五月一日現在の計画坪数でございますが、これは文部省といたしましては、四カ年程度で解消したいというふうに考へております。

なお、危険校舎につきましましては、これも従来は各府県を通じて漏れなく調査をいたしましたのが昨年の暮でございまして、このときの数字によりまして、大体義務制学校では百九十万坪、それから非義務制の学校では三十万坪という数字でございます。これにつきましても、従来は二十九年五月一日現在の危険校舎の坪数は漸進的に解消するということでありましたが、この新しい調査の結果の数字を得られましたので、三十四年度以降この新しい数字を使いまして新たな年次計画を立てたいと思つておる次第であります。

○秋山長造君 年次計画は、そうすると立つてないわけですね、現在のところ。たとえば六号の危険校舎、ただいまのお話で、この法律に該当する義務教育関係は百九十万坪の危険校舎がある。ところが、これを年次計画で解消していくつもりでその計画を今後考へるといふことですが、一体、本年度は二十二万五千坪要求されて十五万坪しか認められていない。四十五億の予算要求が十八億に査定を受けているわけですね。そうすると、ことしあたりは義務教育施設、危険校舎の解消を大いにやるのだということ、鳴物入りでやられて、なおこの程度なんですね。一体今後の政治的、経済的な情勢の変動等を考慮に入れて、そして今後の

見通しを考えた場合に、年に十五万坪程度で百九十万坪の危険校舎を年次計画で解消する。そうすると十三年ぐらゐかかるわけですね。十二年ですか、十五万坪として十二年かかる。しかも十二年かかつているうちに、現在危険校舎のワケに入らないものが、このあとの十二年間の間にどんどん危険校舎として追加されてくるわけですね。そうすると、これはとても十年や十五年では問題にならぬということに私はなると思ふのです。

そういう点を考えますと、これは、こういう法律を作られることはまことにけつこうで、この現状よりは確かに一歩前進には違ひないと思ふのですが、何にもそういう大きな危険校舎の百九十万坪という坪数を解消していくという確固たる計画なしに、ただ三分の一という負担率だけこの法律に盛り込まれたからといって、現実にはあまり危険校舎の解消ということに進まないのじゃないかというふうに思ふのですが、まあ、ないよりはあつた方がいいのですが、その程度以上のことは期待できないのじゃないですか。もう少し、これだけの画期的な法律を作られ、しかも明治以来の長い設置者負担という原則をここで否定されて、新しく国と地方とが分担するといふ新しい原則を確立される以上は、やはりもう少しこの短かい期間に強力にこれを解消していくという年次計画が当然この法律の裏づけとしてあつてしかるべきじゃないかというふうに考へる。しかし、それはまだできていない、これからだといふお話ですが、一体あの、政務次官にお尋ねしますが、これはこの程度のテンポで一体この危険校舎の解消

あるいはその他の不正常授業の解消というようなものをやっていたいからなのですか。それとも、何かもう少しこの法律を作った以上は、もつと抜本的な強力な計画を立てて、それを確実に年を追つて、年度を追つてやつていけるということになれば、ただばらばらあつちこつちあつたものをただ一つにまとめて、そして法律の名前を変えてみただけに終るといふようなことじゃないか。地方は非常に期待しておりました、これはもう期待しておるの

は、ただばらばらのものが一本になつたからといふことじゃないに、内容は十分徹底して地方の人は読んでいないでしようけれども、何かとにかくこういう名前前の法律ができるからには、これはもう義務教育費国庫負担法と同じくらいな威力を発揮して、非常に地方がよくなるのだらうという期待を持つてゐるのです。そして毎日全国から集まる陳情とそれから特に電報なんかというものは、これは膨大な費用であると思ふのです。衆参両院の議員に集まる全国の電報というものはこれは下手やると電報料が回収できないようなことになりまして、どうですか。

○政府委員(白井正一君) この点につきましては、秋山委員のお説の通り、文部省としても一番頭を悩ましておる点でございます。ただいま局長からお話のように、一応できるだけすみやかに解消したいというので、メドはおよその見当はつくのでありますが、しかし、何といつてもこの裏づけの財政がこれに伴わないといふと、いわゆるペーパー・プランになつてしまつて、この机上の計画だけでは幾らでも五カ年計画でも、三年計画でも立つ

それが遂行できるような情勢になり、
そうして、これができるような方向に
進むことをこいねがっておるわけでござ
います。

○秋山長造君　もう時間がないから、
その点はさらにはお聞きしません、と
にかく、この法律の裏づけになる計画
を、これは早急にやはり確固たるもの
を立てられるべきだと思ふのですが
ね。それをこれからやるというお話な
んですが、大体いつごろまでにできる
のか、ちょっと局長にお伺いしたい。

それからもう一点だけお伺いします
が、第八条の三項のところに、鉄筋コンクリートの建物のことが書いてある
のですが、一体、何ですか、文部省
は、今後学校の建物というものは、あ
くまで大造を主にしておいきになるお
つもりか、それとも、鉄筋を主にして
いかれるおつもりであるか、この方針
をお伺いしたい。と申しますが、こ
れはもう当然、一般住宅その他、すべ
て火災その他等も考慮して、これはも
鉄筋住宅に移行しつつあることはこ

りまして、できるだけこの構造比率に
つきまして、鉄筋、鉄骨の比率を高
めるように年々努力をいたしておる次
第でございます。昨年に比べまして、
全体の五〇程度の鉄筋、鉄骨構造の比
率を上げておりますが、将来は、でき
るだけでもっと大幅にそれを上げたいと
いうふうに考えておる次第であります。

なお、公立学校の火災の点でござい
ますが、三十二年度、私どもまだ調査
の数字を持っておりませんが、三十一

○政府委員(小林行雄君) 老朽危険校舎の解消のためには、やはり施設の構造を鉄筋ないしは鉄骨化することが一番有効じゃないかと文部省も考えております。できるだけ、先ほども申し上げましたように、木造のパーセンテージのものを鉄筋に振替かえるというところで予算の要求はしております。昨年度は大体二五％の鉄筋鉄骨構造のものを本年度は五％だけ引き上げて三〇％にいたしておるわけでございます。もちろん屋内運動場等につきまして

ありましたように、施設を、国でも施設者とともども負担していくという建前からすれば、御趣旨においてはごもつともでございまして、私どももそれは希望するところなのであります。が、ただ、結局財政の問題が伴いますために、なかなか一がいに、直ちにそれをいうことに御賛成して、そういたしますと、まあ、こういうわけにも参らないような事情にあることを、一つ御了承いただきたいと思います。もちろん、その点につきましては、でき

るだけ将来ともに努力はいたしていきたいと考えております。

○竹中勝男君 将来とも、二分の一を負担するように、将来改正していくという御答弁だというように理解いたします。

それから第二点は、公立の小学校の屋内運動場の新築及び増築に要する経費並びに校地購入費についても、その二分の一を国庫が負担するように、今後努力をされる御意向でございますか。

○政府委員(白井莊一君) この点につきましては、各地からの要望は非常に強いのでございますが、これも、やはり財政上の理由からいたしましてなかなか困難な問題でございます。まず敷地をこの中に取り入れるという問題につきましては、ぜひ熱望はありますのであります。この点については、まだ、それより先に、たとえば危険校舎等の問題についても、いろいろ先刻来から御議論があると、こういうふうなことで、私もどうしてもその点は地方の負担を軽くするという意味においてはいたしたいのであります。この点については、急に、にわかに実現するということは現在の状況ではむずかしいということだけを一御承知いただきたいと思います。

なお、第一点の小学校の屋内運動場につきましては、これは私もどうしてもできるだけ一つ努力をいたしていきたいと、かように考えております。

○竹中勝男君 二分の一を国庫が負担するということに努力されるということですね、わかりました。

の基準坪数、一坪当りの建築単価については、現在の水準をもっと高めて、特別教室などの整備にも努めるといってお考えでよろれますか。

○政府委員(白井莊一君) この不正常の教室につきましては、できるだけすみやかに解消したいということで、従来ともに努力をいたした点であります。なお義務教育のうち小学校につきましては、三十四年度からは児童の減少というふうなこともござりますので、それとともに一つできるだけ実現いたしたい、かように考えております。

さらに基準坪数、それから特別教室と、こういうものについて望ましいのであります。なかなか特別教室というところまで至る前に、不正常の解消というふうな問題もござります。にわかにこれを実現するということは、なかなかむずかしいと考えております。なお単価につきましては、今後実情に応じまして、一つ改めるように努力をいたしたい、かように考えております。

○竹中勝男君 今の三点につきまして、この上とも政府が十分努力されるように、私も要望いたしまして質問を終わります。

○委員長(湯山男君) 他に御発言もないうでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(湯山男君) 御異議ないと認めます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山男君) 速記をつけて。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○野本吉吉君 私はこの法案に對しまして、自由民主党を代表いたしまして、心から賛成の意を表します。

先ほど、秋山委員からも発言がございましたが、この法案の急速な成立をこいねがいます全国の各地方団体の首長、それから教育関係者、もつと大きく言えば、全国民が、いかに熱烈にこれを希求しておったかというところが、幾千幾万の、われわれに寄せられた陳情書によって明確であります。私は、これら多数の国民、特に教育に關係せられる方々の要望にこたえることのできたことを、心から喜びたいと存じます。

で、この法案を通過いたしますときに、二つの点において私は非常に大きな意義を持っていると思います。それは、従来臨時措置法でありましたものが、恒久化されたという点であり、臨時措置法でありましたために、いつどういう都合でこの法律が打ち切られるかという点に對します。一般地方の団体教育関係者は、多大の不安を感じておりました。必要以上に校舎の改築その他について、これを計画するという事実があったわけでございます。で、この点につきましては、私は恒久立法にしたということは、非常に全国民、全教育関係者に対して、大きな安定感を与えたという点が第一点であります。

この二つの点は、本法案の底を流れる考え方が、非常に今までのそれに比較いたしまして、前進したという点において、大きな意義を認めるものであります。私はこの法案が多数の国民の要望にこたえたことを喜びながら、心から賛成の意を表する次第であります。

○高田なほ子君 日本社会党を代表いたしまして、本法案に賛成の意見を申し上げます。

私も、今回の立法措置が、義務教育の教育水準を向上させるために、必要欠くべからざる施設の整備のために、今日まで各般の措置が、臨時的な立法措置によりましたものが、恒久化せられ、しかも義務教育の水準向上のために、国の責任が本法案において明確にされたということは、いずれも教育に關係する者のひとしく渴望しておったところでありました。法案の制定を見ることは一歩前進と、こういう建前から賛意を表するわけであります。

しかしながら、本法案においてはまだまだ十分でない面もあつたが、まず第一に、国の負担が小学校の新増設、こういうような場合には国の負担が三分の一と規定されておりますが、私もこれにいたしましては国がその二分の一を負担して、より国の責任が明確化され、よりすみやかに施設の整備されることを望むものでございます。今日校地の買収問題は、全国至るところではなほ大きな問題になつておりますが、遺憾ながらこの法案には校舎の敷地の買収費に對する国の負担ということが明確になつておらないやうであります。しかし政府としても、本問題については積極的に今後検討

され、積極的に本問題の解決のために努力せられるよう、質問の過程で明らかにしたわけでありましたので、一そ校舎敷地買収費の国の負担等については、今後解決できるように努力されたいと思つております。

なお、不正常授業の解決のために、政令で定める基準坪数については、遺憾ながらまだその率が低いわけであり、このことについては、質問の過程でもただしましたが、特別教室、なかんずく理科教育振興、科学教育振興、こういうことを文教政策の大きな柱として打ち出しました以上は、特別教室、理科教室の充実あるいはまた学校保健法に基く児童の保健衛生を守るための衛生室等の設備が、いずれもこれは基準坪数が向上せられ、実際の教育の面において支障のないような施設がされるように善処されなければならぬというふうに考えるわけであります。

なお、危険校舎、これの改築等についても、三分の一国庫負担ということになつておりますが、当然これは二分の一までに高めることが私も念願するところであり、政府としてもまたわれわれの念願に對しては同じ意味での賛同を表しておられるわけであり、一そ政府内部の意見を統一されて、危険校舎改築のために、国は二分の一を負担するということを明確にしたいというところを考えると、ただであります。

なお、台風通過地域あるいは北海道等の寒冷地帯においては、増築、新築の際には特殊地帯という立場から、永久的に学校が安全であるためには、どうしても鉄筋建築が望まれるわけであ

が、質問の過程によりまして、新增築の場合に鉄筋建築を要求する声が非常に高いことが言われておるわけでありまして、しかるべく今後の増築に対しては鉄筋建築が行われるように、単価基準の引き上げ等についても相当の考慮を払う必要があるのではないかと考えられるわけでありまして、なお、今日起っている義務教育学校の施設等の問題については、いまだにPTAの寄付が強制的に行われている部分が多くあります。このことは国の負担というものが明確になっておらなかったから、こういう欠陥があったのではないかと思ふのであります。が、しかし、この法案全体を通してながめても、こうした弊風が一気に排除されるというふうには考えられない。先般の質問の過程で、文部大臣は校舍新增築等にPTAの寄付が表面合法的に見えながら強制的に行われるというところは、これは違法であり、従ってかかることのないように十分措置をしたいという言明があったわけでありまして、本法案の成立に当って一そうこの点を留意せられ、PTAの負担が増大せざるよう、特段に行政措置において留意されたいということを私どもは望むわけでございます。

除外し得るよう、特段に行政措置として御指導賜わりたい。また、こういう事実を防ぎ得るような措置が可及的すみやかに打たれることをわれわれとしては希望するものであります。

以上数点の希望を申し上げまして、本法案が多くの教育者を守る者に望まれた一つの明るいとしびとして、心から賛意を表して、賛成申し上げるわけでありまして、以上であります。

○常岡一郎君 私は緑風会を代表いたしまして、この法案に心からの喜びをもつて賛成をするものであります。戦戦こんぱいの中から立ち上りまして、不正常な教育の姿を見ますときに、胸の思いを長く通って参りましただけに、これが画期的な法律として制定されますことを全国民が待ちかねておりましたので、その点におきまして、ただ、はなはだ簡単でありますけれども、心から喜んで賛成の意を表する次第であります。

○委員長(湯山勇君) 他に御意見もないうでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。義務教育諸学校施設費国庫負担法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○松永忠二君 ちよつと、こういうことは誤まりでしょうか。育英会法の一部を改正して、こういうふうな保障制度というものを作っていくということについては、これは、決してけつこうでないというところは申し上げられないわけですね。しかし、現実の状態を見ていくと、新規採用の数も必ずしも、そういふふうな減ってきているというより、なにかを考へてみたときに、やはり、どうして、一体、育英会の奨学金をもらふ生徒の数をふやしていくか、それに努力の第一点を置かなければならないのじゃないか、もちろん補助の金額を向上させていくというふうなことも必要でありましょう。しかし、実際の新規採用の状況等を見たときに、育英会の仕事の重点をどこに置いていかなければならないか、というふうなことは、どういふふうにお考へになつてゐるのですか。もう少しやはり現実の数をふやしていくというところに相当力を入れていくべきじゃないか、そういうことについてはどうなんですか、新規採用の生徒の減少を見たり、あるいはそういう状況を見たときに、まあこれは御承知のように高等学校の数は三〇％なんです。その補助の対象の人数は……。だから育英会の補助、その奨学金というものの重点をどこに置くかということについて、やはりよく目立つ、非常に注目しやすいようなところに金を使つていくのか、それとも地道なところになつていくのか、これはやはり考へ方が相当開いてきていると思うのです。こういうことについては、あなた方はどういふふうなお考へを持っておられるので

すか、それをちよつとお聞きしたい。○政府委員(緒方信一君) 今おっしゃいました点は、今度の特別奨学生制度の創設によりまして、高等学校におきましては五千人まるまるふえるわけでございます。

でございまして、その点から申しますと、今おっしゃいましたような御趣旨には十分沿つて。おっしゃいましたと申しますのは、これをふやすのがまず第一ではないかというふうに承わりましたけれども、その点は五千人が従来の数のほかにふえるわけでございます。これは相當な改善だろうと存じます。

全体的にどういふ点に重きを置いてこれを進めていくかというお話でございますが、私は今お話がございましたように、数をふやすこともこれは一つであると思ひますし、あるいはまた金額につきましてもやはりこれをなるべく高めていきたいという考へ方、両方でもって従来も予算の獲得等に努力をしまして、経済が非常に困難に動いておきまして、経済困難——就学が困難と申しますその層も非常にふえておりますから、なるべく教育の機会均等の趣旨から申しましても、数をふやしていかねばならぬというのはいささかの非常に大きな要請だと存じます。それと同時に、なるべくなら単価につきましてもこれをふやしていきたい。その両方の趣旨で従来から努力してきておられます。今度の特別奨学生については、これは特殊の目的を持っておりますが、これは特殊の点から申しまして、金額の点から申しまして、画期的にこれをふやした、かように申し上げていいと思ひます。

○松永忠二君 それじゃお聞きいたしますが、地方でも育英事業をやっているわけなんですね。そういうふうなことから、一体地方で出している奨学金の中で、高等学校の占めてゐるパーセントはどのくらいだというふうにお考へになっておりますか。

○政府委員(緒方信一君) その地方でやつてゐるというお話は、おそらく地方の公共団体もございまして、それから育英財団等もございまして、それらと存じますが、それについての御趣旨が十分でございますが、これは私の方にも資料が十分でございますが、団体の数といたしましては、現在六百十七ほどでございます。その対象といたしてございまして、三十二年の現在でございまして、六万九千、かように相なつております。

○松永忠二君 私が聞いているのは、そういうふうな育英事業団体が高等学校の生徒にはどのくらい一体従来費用を出しているか、そういうことを聞いているのです。

○政府委員(緒方信一君) 単価でございませうか。

○松永忠二君 そりゃありません。どのくらいのパーセントを自分らの金の中から高等学校の生徒の奨学金として出しているのか。

○政府委員(緒方信一君) これは団体でやつてゐるところもございまして、やつていないところもございまして、や、どのくらい出しているというところは資料もありませんし、まともではありません。

○松永忠二君 私の調べたところでは、高等学校の生徒に対する奨学金、そのほか母子福祉修学資金とか、孤児

奨学金というものをしているんです。地方ではいろいろな名目で。その中で高等学校の奨学金というのは、六・九・五である。つまり地方の育英団体が出している高等学校に対する生徒の奨学金の割合というものは、それは育英会の奨学金は高等学校に三〇％しか出しておられないわけなんです、全体です。だから地方ではどういふことになるかといへば、高等学校の生徒の奨学金といふものは、相當要望されておるわけですね。従つて各府県でもって奨学金を出してゐるところもあれば、市町村で御承知のように奨学金を出してゐるところもある、あるいはその他の民間の団体が出してゐるところもある。先ほどからあなたの御説明は、私は何もやることは全部が全部完全なものであるというふうな思つておられないけれども、やはりどこに育英資金の場合の欠陥があるのかというふうなことに、端の端のようにお話をなさる方がいゝと私は思ひます。金額を高めることも必要でありましょう、い

ろいろなことも必要でありましょう、育英資金といふものについて、一番抜けておるところはどのくらいかというふうにお考へになつておられるのか。私の考へておるところでは、高等学校に三〇％しかやつていない、大学の一般の生徒は一九・三％、大学院に行くに従つて多いわけでございますが、地方では、やはり高等学校へ進学する生徒に対する育英資金といふものが、非常にやがて要望されてゐる。そういうことが十分にできないので、地方はできるだけ努力を高等学校の生徒の奨学金にしているわけですが、やはりもちろん大学院とか大学の生徒とか、そういうものに対する育英といふものも必要

要だけれども、現状の状況では、やはりもう少し低いところの層に、たくさんの方を対象として、育英資金の貸付というところを行なつていかなければならぬのじゃないかというところを、私は考へておるわけなんです。あなたの方では、高等学校の生徒に対して地方が奨学金として与えてゐる金額の割合といふものは、把握をされておられないけれども、私は思ひます。中央と地方で育英の制度というもののついては、おのおの努力をされているわけなんです。そういう点については、あなたの御意見はどうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと今のお話でございますが、その地方で実施しております奨学生のそのパーセンテージといふものは、私はちよつと今おっしゃいましたパーセンテージは、何か特殊なものに対するそういう育英資金を出す、その制度についてのパーセンテージじゃないかと想像いたしますが、育英制度としてやはり一番大きな数を出してゐるものは、日本育英会を通じてこの国の事業としての育英事業だと存じます。これは三〇％でございまして、これは私やあるいは高等学校の段階の数をふやすことが第一じゃないかという御意見でございますが、それともつともだと存じます。高等学校の段階におきかゝり、従来も私も努力して参つております。ただ、御参考に申し上げますと、育英奨学生として、採用者の希望者に対する率でございまして、

これは高等学校におきましては、今採用いたしております、これは三十二年の実績を申し上げます、希望者がございまして、二七%をとっておるというところに相なります。それから大学におきまして、大体二九%というところでございます、高等学校におきまして、大学におきまして、その希望者は大体同じような率がたくさんあるというところでございます。いずれの方も、やはりまだ率をふやしていかなければならぬというふうに私もは考えております。

○松永忠二君 私申し上げたのは、六・五%を占めているというところがありませんよ。要するに地方が出ている育英資金、育英の奨学金の中で、高等学校の生徒の奨学金に出資している金額の割合が六・五%だと申し上げているのです。そういうふうに、地方では高等学校の生徒に対する育英資金の割合というものが、非常に多いというところを言っているのです。そういうことを考えてみたときに、国では金額としてはそれは多いのであります。これは全体の割合からいって高校生に対する比率が三%であるので、これはやはり少ないじゃないか。そういうふうなことを考えてみたときに、やはり高等学校に対する奨学金というものについて、もう少しやはり率を高めていかなければ、地方も、やはりこれと比較して考えてみても、非常にその地方でそういう点を、つまり努力をしていやるわけですね。こういうふうな意味で、やはりそういうところに重点を置いていくべきではないかというところを申し上げておるのです。現実には、育英事業団体というものを含めた育英資金の

中で、日本育英会の占める割合というものはどのくらいなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど申し上げた資料、同じ資料でございますけれども、三十二年現在で育英団体が出しておりまして、育英の奨学金は約十億でございます。日本育英会の予算は、これは御承知の通り、国の貸付金が三十三年度四十二億四千四百万円でございます。それから、事業費の規模をこれに加えますので、事業費の規模をこれに加えては四十七億一千四百万円に相なります。こういう比率でございます。それから、先ほどのお話でございますが、私御趣旨取り違えましたけれども、育英会の高等学校の生徒に対する三%という比率は、学生総数に対しての比率でございます。これは決してこれだけで十分だというわけじゃございませんけれども、総数に対して三%をとっておるというところでございます。先ほどお示しの六十何%という数は、地方の団体において実施している育英会育英資金の支出の中で、高等学校の学生の占める率が六十何%という御趣旨だろうと思っておりますが、これは割合といたしましては、やはり高等学校の学生の数が一番多く占めておると存じますので、さような比率になつて参るのではないかと考えております。

○松永忠二君 まあ、率の説明はあなたの方からお聞きしないでも、私が出しているのですから。何も別にあなたの方から比率の御説明をいただかぬでもいいと思つております。私は繰り返して申し上げるのは、あなたは高等学校の全体の生徒に対して三%と、それは全体に対して三%なんだ、あなたのおっしゃる……六・五%というものは、

金額、私の金額です。金額の中の六・五%を占めているというところを言っている。それだから地方だから高等学校の生徒には当りまえじゃないかというお話ですが、私どもの考えるのは、さつきのお話のように、新規採用というものは、そんなにふえていくわけではない、現実には、そうしてまた、高等学校の生徒については総体の三%というふうなことを考えてみて、やはり相当重点を高等学校下の育英資金に対して相当数をふやしていくというふうな努力をしていくべきではないか。で、新規採用の数もふえてくるし、それから現実に奨学金をもらう生徒の数も、これは特別な事情で減少したとは言いがた、事実上ふえてはならないわけなんです。そういうことを考えてみたときに、新しい育英会の改正というものの必要だけれども、同時にまた、そういう点についての努力が私は相当必要なのではないかというふうなことを考えておるわけです。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 御趣旨の通りと思つております。

○委員(湯山勇君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(湯山勇君) 速記をつけて。

○松永忠二君 それから返還金の問題でありますけれども、御承知のように、育英会の会法には返還金の免除の規定というものがあるわけです。それからまた、政令ではそれについていろいろ規定をしておるようでありまして、大学の卒業生で、義務教育あるいはその他の研究所等へ就職するといふ場合でも、現状では二年が最大だと、

実際には各地の教員の需給状況が非常に悪くて、二年で採用になるという者も、まあこえてくる者も相当あると思ふのですが、こういうことについて、やはり実情を考慮してみても、政令を改めるなりして少し延長していかなければならぬというお考えを持たれておるのか、それともまた、二年ならば十分だとお考えになっておるのか、その点はどうか。

○政府委員(緒方信一君) 大学を出まして、義務教育の教員になつた者に対しては、一定の条件がございまして、けれども、免除の規定が適用されませんが、その義務教育教員になるについては、なるまでの期間が卒業後一年と、こういう原則になっております。その点についての御質問であらうかと存じます。一年を、まあ特別の事情がある場合には、二年まで延ばすことができて、今現在では、お話しがあった、卒業しまして二年のうちに教員にならなければ免除の適用がない、かようなことになっております。私は、最近教員養成学部の学生の就職状況がいふ悪くなつておりますけれども、しかし、卒業してすぐにはなかなか就職できませんが、年間通しますと、その年の卒業生も大体八〇%くらいは就職をいたしております。そこで、二年間の猶予期間があれば、大体それで私はまかないがつくのじゃないかと、現在ではさうよく考えております。なお、もしそれで非常に不都合な点がございましてならば、改正もいたさなければならぬとお考えかもしれませんが、現在ではさうよく考えております。

○松永忠二君 今のお話は、実際の調査をなさつてのお話なんです。大体さうだという押えなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 調査をいたしましての話でありまして。年間では大体八五%くらいの就職になつております。

○松永忠二君 まあ、それは調査なさつて年間ではというお話でありましてけれども、同一のものがその次の一年間に採用の状況がどうかということ調べてみなければわからないと思ふのです。現実には私たちの県あたりでも、相当就職の状況は悪くはないのですが、必ずしも二年で、そうきちんと入つておる者ばかりはないわけです。こういう点については、やはりもう少し実情を調べていただいて、現実にはさういふような状況の起つておる中で、義務教育なり、教育の研究所等に就職する希望を持っているのですから、そういう者が入れないという現状なんです。それから、そういう者については、相当な数が出てくるというより、相当な数は、一つぜひ配慮していただきたいと思ふのです。

それから、この免除の規定の中に、現実には大学院を出て教育の関係あるいは研究所に勤める、あるいは義務教育に就職するといふような者については、免除規定があるわけなんです。ところが、高等学校に就職するといふような者については、免除規定が全然ないわけなんです。これについてはどうなふうなお考え方を持たれておられるのか。

○政府委員(緒方信一君) 今御指摘の通りでございます。義務教育の教職員になる者及び大学院を出まして、い

わゆる研究職につく者につきましては、免除の規定がございます。高等学校の教員につきましてはございませう。これはいろいろ沿革的な関係もございまして、義務教育の先生は、これは昔の師範学校のときには御承知の通り、これは官費で、修学をいたしたわけでございます。つまり給費制度でございまして、それを受け継ぎまして、その免除の規定ができておると存じます。一面また、義務教育に優秀な人を確保したいという趣旨もあると思います。それからなお、研究職につきましては、これは大学院の奨学金でございまして、御承知のように相当金額が多いわけでございまして、六千円または一万円ですから、これを返させることは、事実上非常に負担になりますので、その大学教授やそのほかの職についての場合には免除する、かような規定になっておるわけであります。で、高等学校の先生になった場合にもこれは免除した方がいいのじゃないかという御意見は、これは一つの問題点だと存じております。まあ、将来の問題として、私は、私どもも十分検討いたしました存じますけれども、このたびは、この法律の改正といたしましては、このたびの新しくできました特別奨学制についての関係だけに法律の改正をとどめておりますので、その点にはまだわたらなかつた次第であります。今後は十分検討いたしたいと存じます。

○松永忠二君 高等学校の教員の就職については、従前とはだいぶ違って、ほとんど義務教育とも類似するぐらいな相当な人が現実就職している。そういうようなこともあって、やはり均衡を失っているのではないかというよ

うな意見も実はあるわけです。やはりこの問題については、法律を改めるなり政令を改めて、やはり実情に即するよりな改正をしていくべきではないかと、私たちは思っているわけです。さういふ点については、一つ十分やはり御検討をいただきたい、ほんとうに必要ならば同時に提案をしてくるということもあつてしかるべきだと思つたのです。まあ、出てきている法律については、こりいう趣旨には別に私たちは反対ではないけれども、育英会の奨学金としては、もう少し対象の人員をふやすといふような点に焦点を置いていくとか、あるいは今の不備なものを改めしていくといふような点について、十分御努力いただきたいといふようなことを考へているわけです。さういふ点を御要望申し上げておくわけです。

○委員長(湯山勇君) 答弁要りませんかね。

○松永忠二君 ええ。

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて下さい。

○政府委員(白井莊一君) ただいま松永委員から、いろいろ御質疑がございましたが、この育英奨学事業につきましては、近く中央教育審議会に諮問いたしましたして、さうして一つ全般について検討する予定になっておりますので、ただいま御質疑のいろいろ免除の範囲等につきましては、ただいまのような御意見もございしますので、その際いろいろな全般について検討いたします、かように考へておる次第であります。ちょっと申し添えておきます。

○秋山長造君 第一に、簡単にお尋ねいたしますが、今度の特別奨学金は、これはことしが初年度で、そうして高等学校の一年生から学年進行で大学を卒業するまで、こういうことになるののですか。

○政府委員(緒方愼一君) 考え方としてはその通りに考えております。

○秋山長造君 そうですね。その場合に当然今のような考え方ですから、高等学校を卒業してすぐ大学へ入る、順調に高等学校から大学まで終えるということを前提としておられると思うところですが、この条件にかなうような学生であっても、現在たとえは東大あたりの入学試験の実情を見ますと、ほとんど浪人が当りまえないんですね。浪入が当りまえないんです。私ちよつと数字がここにあるのですがね、今年の東大の入学志願者は一万二千六十六人、そのうち六三％が浪人、それからこの浪人の中でも五年以上浪人しておるといのが五百七十七人ある。それから今度合格者がどうかというところ、合格者全員で二千七十五人のうち、浪人が千五百三十三人で、実に七四％は浪人なんですね。現役わずかに二六％、五百四十二人にすぎない、こういうことがもう常態になってきておるのですね。そういたしますと、せっかく非常に優秀で、しかも経済的にかわいそうだというところで、今年から高等学校の進学保障制度をやつてそうして進んでいつて、学年進行で、そうして三年後にこれは現役のままで東大あたり入れればいいけれども、これはこの数字でいくと、どんなに優秀でも一年や二年浪人するのは、これはもう当りませんでした。だから高等学校と大学との間に一年か二

年かの制度が一つそこへ入ってくるような形になっているのですね。六・三・三・四というのが、六・三・三それから二か三かが入って、それから四と、これがもう、たとえば予備校なんというものは、東京はもうあつて、が、地方の主要な大学なんかのあるところでは、予備校は押すな押すな盛況です。予備校が学校教育法上の一つの制度のようなものです。そういう場合に、せっかく優秀だからということと、浪人対策ということも、これから考えなければならぬと思いますが、これではとても、せっかく作っても意味が半減するのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(緒方信一君) それは御指摘の通りでありまして、三十三年度からには、当面高等学校の生徒だけからこれは始まりますので、三十三年度の問題といたしましては、起つて参りませんが、これが大学に進みした場合に、その問題は当然検討しなければならぬ問題になると存じます。そこで、私どもの方としましては、今お話がございましたけれども、大学の入学試験制度とも十分関連させまして、十分一つ検討してみたいと思ひます。この制度の趣旨は、先ほどお話しのように、今年から始めまして学年進行で上までで進学保障していくという考え方でございしますけれども、しかし、これは一般的なのやり方としまして考えて見ますと、一ぺんそこで優秀性を十分検討いたしまして採用するわけでありま

が、それをそのまま大学まで續けて、そのまま奨学生としていくかどうかという問題も、これまた検討を要すると思います。相当将来のことを見越して、今その優秀性を将来まで保障するといふようなことは、なかなかむづかしい問題でありますので、少くとも大学に入る段階において、もう一ぺん適当な選考方法をとつて、それをふるいにかけるということが必要だろうと存じております。その優秀性を持續する限りにおいては、同じ人が上まで保障される、かようなことにならうと存じます。

今の浪人の問題は非常にむづかしいので、慎重に検討したいと思ひます。

○秋山長造君　これは非常にむづかしい問題で、質問する私にもいい案がないのですけれども、あなたばかり責めるわけにいかぬけれども、三年後のことを考えると、まことにおかしいこととが起るのですね。それで大学を落ちたからというて、決して優秀でないとは言えないわけでしょう。今の場合だつたら特に高等学校……（それは懇談だろう、質問かい」と呼ぶ者あり）いやいや、この点はまあ、これから考えるとおつしやるけれども、これは何か具体的に今文部省で、こういう問題について、進学保障制度の三年後の問題とも関連するが、同時にまた、浪人がこれほど多いので、予備校あるいは高等学校の補習科等が、あたかも一つの公式の制度であるかのごとくこれ常態化しているのですね。こういう事態に対して、具体的に何か御研究になつてゐるのじゃないですか。

○政府委員（白井莊一君）　ただいま局長の答弁申し上げましたように、今後

三年後に起る問題でありますので、先ほどちょっとつけ加えましたように、これらも中央教育審議会においても十分検討していただきたいと思いますが、なおまた、必ずしも特殊の、というか、官学なり、官立の学校、国立の学校へ入ると、こういうようなために、一つはまた浪人もできるのではないか。しかし、もちろん理科系の学校等によりましては、私立でもなかなかむずかしいと思うのであります。が、そこで、必ずしも特殊の国立学校ばかりでなく、私立でありますも入れば、これは保障して、「それじゃまずまず授業料が高くなる」と呼ぶ者あり」ということも考えますし、それから浪人の問題につきましても、その間浪人している者に補習するということも、もともとこの奨学資金は、英才教育でありますので、特にできる者、こういうことで、そして著しく学資に不自由する者ということになっておりますが、そういうような点も、一つ合わせて審議会としてよく御検討いただきたい、かように考えております。

○秋山長造君 この浪人の問題は、もつと聞きたいのだけれど、もう時間が……また別な機会に、一つ適当な機会をお願いしたいと思うのですがね。その次に、さらに今度は大学院の博士課程を終了した浪人の問題です。これは一体どうするのですか。これも最初の政府の構想では、大体この博士課程に対して給費制度を作るということを書いておられるのです。それがここの貸与というところに後退したわけですね。これはやはり財政的な問題ですか。

○政府委員(緒方信一君) これはまあ、給費の問題でございしますが、なかなかこれはむずかしい問題でございまして、従来の育英会をやっております奨学金の、奨学制度は先ほど松永委員からもお話がございましたように、相当広い範囲に教育の機会均等を実現するという趣旨を主として、広い範囲に貸していく、こういうことでやってございまして、昭和十八年に育英会は始まったのでございすけれども、今日まで三百億に近い金を貸してあります。貸しました金を、今度は戻して充てるといふような考え方でできておりますので、これに給費の制度を取り入れるということは、よほど慎重に検討を要するだろうと考へます。先ほどちよつと申しましたように、たとえば師範学校の生徒につきましては、これはいわゆるまあ官費でやってございまして、いづれ給費の制度でございす。そういうふうな何かに国家的な要請に基づく、一つ何か特別な養成制度というものの制度というものが意味があるのではないかと。根拠が出てくるのではないかと。思いますけれども、今の制度の上におきまして、貸費のほかに給費をそこに取り入れてくるというところは、なかなかむずかしいことと考へます。そういうこともございまして、今度は全額貸費にしたわけでもございす。ただし、必要なものにつきましては、援助をしていくというふうな考へておるわけでありす。

あつて、そのうちの助手とか、講師なんか就職済みの人、これはどのくらいあるのですか。つまり、差し引いて浪人がどれだけあるということ、それちよつとわかりませんか。(「五割」と呼ぶ者あり)

○政府委員(緒方信一君) 卒業生は千五百くらいでございす。ちよつと今の就職の数は、今すぐにはわかりませんが、調べましてお答えいたします。

○秋山長造君 きわめてわずかだろうと思ひます。今五割という話もあつていますが、そういう話と、せつかく学者の卵を育てるということで大学院へ行つて、そしてその中で、就職する人はほんのわずかです。あとの人は、一体もう宙ぶらりんで、何にも裏づけがないという形になるのです。しかも、たとえば一般のそれでは会社あたりに就職しようかという、大学院の卒業生よりは、やっぱり大学の卒業生の方が優先的に採用されるようなことになって、非常に不利なんです。

一つ何か特別な養成制度というものの制度というものが意味があるのではないかと。根拠が出てくるのではないかと。思いますけれども、今の制度の上におきまして、貸費のほかに給費をそこに取り入れてくるというところは、なかなかむずかしいことと考へます。そういうこともございまして、今度は全額貸費にしたわけでもございす。ただし、必要なものにつきましては、援助をしていくというふうな考へておるわけでありす。

○秋山長造君 もう二、三点ありますから、伺わしていただきたい。大学院の博士課程の終了者が一体どれくらいあつて、そのうちの助手とか、講師なんか就職済みの人、これはどのくらいあるのですか。つまり、差し引いて浪人がどれだけあるということ、それちよつとわかりませんか。(「五割」と呼ぶ者あり)

○政府委員(緒方信一君) 卒業生は千五百くらいでございす。ちよつと今の就職の数は、今すぐにはわかりませんが、調べましてお答えいたします。

○秋山長造君 きわめてわずかだろうと思ひます。今五割という話もあつていますが、そういう話と、せつかく学者の卵を育てるということで大学院へ行つて、そしてその中で、就職する人はほんのわずかです。あとの人は、一体もう宙ぶらりんで、何にも裏づけがないという形になるのです。しかも、たとえば一般のそれでは会社あたりに就職しようかという、大学院の卒業生よりは、やっぱり大学の卒業生の方が優先的に採用されるようなことになって、非常に不利なんです。

○政府委員(緒方信一君) 私先ほど申しましたのは、学者の養成ということも、考えようによつては、私のさつき申しました、ある特定の目的を持ちました養成制度と申してもいいじゃないかと思ひます。ですから、そういう点につきましては、今後の問題といたしまして研究したいと思ひます。博士課程を出まして、会社等に就職しようと思へば就職できるかもしれないけれども、やはり本来学問の研究に志した人でございすから、その志を遂げさせるというところが、今おっしゃった点は、確かに問題点だろうと思ひます。今後考へたいと思ひます。

○秋山長造君 もう一点でやめます。その点も、あらためてもう少し徹底してお尋ねいたします。もう一点だけお尋ねしますが、けさの新聞によりますと、あなたのごとくで学術振興財団を作られる、こういう構想が発表になつておるのです。これ、こういうことで、大学の研究と、それから産業というものを結びつけていくという構想は、この前、科学技術会議の連合審査のとき

○政府委員(緒方信一君) 先ほど申しましたのは、学者の養成ということも、考えようによつては、私のさつき申しました、ある特定の目的を持ちました養成制度と申してもいいじゃないかと思ひます。ですから、そういう点につきましては、今後の問題といたしまして研究したいと思ひます。博士課程を出まして、会社等に就職しようと思へば就職できるかもしれないけれども、やはり本来学問の研究に志した人でございすから、その志を遂げさせるというところが、今おっしゃった点は、確かに問題点だろうと思ひます。今後考へたいと思ひます。

○秋山長造君 もう一点でやめます。その点も、あらためてもう少し徹底してお尋ねいたします。もう一点だけお尋ねしますが、けさの新聞によりますと、あなたのごとくで学術振興財団を作られる、こういう構想が発表になつておるのです。これ、こういうことで、大学の研究と、それから産業というものを結びつけていくという構想は、この前、科学技術会議の連合審査のとき

○政府委員(緒方信一君) 私先ほど申しましたのは、学者の養成ということも、考えようによつては、私のさつき申しました、ある特定の目的を持ちました養成制度と申してもいいじゃないかと思ひます。ですから、そういう点につきましては、今後の問題といたしまして研究したいと思ひます。博士課程を出まして、会社等に就職しようと思へば就職できるかもしれないけれども、やはり本来学問の研究に志した人でございすから、その志を遂げさせるというところが、今おっしゃった点は、確かに問題点だろうと思ひます。今後考へたいと思ひます。

○秋山長造君 もう一点でやめます。その点も、あらためてもう少し徹底してお尋ねいたします。もう一点だけお尋ねしますが、けさの新聞によりますと、あなたのごとくで学術振興財団を作られる、こういう構想が発表になつておるのです。これ、こういうことで、大学の研究と、それから産業というものを結びつけていくという構想は、この前、科学技術会議の連合審査のとき

○政府委員(緒方信一君) 私先ほど申しましたのは、学者の養成ということも、考えようによつては、私のさつき申しました、ある特定の目的を持ちました養成制度と申してもいいじゃないかと思ひます。ですから、そういう点につきましては、今後の問題といたしまして研究したいと思ひます。博士課程を出まして、会社等に就職しようと思へば就職できるかもしれないけれども、やはり本来学問の研究に志した人でございすから、その志を遂げさせるというところが、今おっしゃった点は、確かに問題点だろうと思ひます。今後考へたいと思ひます。

○秋山長造君 もう一点でやめます。その点も、あらためてもう少し徹底してお尋ねいたします。もう一点だけお尋ねしますが、けさの新聞によりますと、あなたのごとくで学術振興財団を作られる、こういう構想が発表になつておるのです。これ、こういうことで、大学の研究と、それから産業というものを結びつけていくという構想は、この前、科学技術会議の連合審査のとき

にも、私ちよつと別な角度からお尋ねしたので、やっぱり大学の研究というものを、そういう面からきわめて、俗な言葉で言へば、卑俗な、目先すぐ役に立つというふうな、きわめて卑俗な研究に持つていきがちなのです。

いづれこの大学の研究に、経済界あたり、財界あたりのひもをつける仲立ちをするようになるのじゃないかというように考へるのですが、むしろ、この学術振興財団というふうなものを、お作りになるならば、もう少し構想をお変へになつて、この学者の卵を何とか給費制度とか、奨学制度というふうなもので、国ができれば、民間からも献資の浄財を集めて、そしてその面から、バックアップしていくというふうなことを考へるべきじゃないかと思ひます。いかがですか。

○政府委員(緒方信一君) 学術研究財団というものの構想を、私もこれから検討したいという考へを持っておりますけれども、その内容につきましては、まだ具体的には何もまとまらなかつたもの、まだ具体的なものは何もまとまらなかつたもの、十分一つ承りまして、私さういふものの必要性は十分感じておるわけと考へますので、具体的には、これから検討したいと存じます。

○秋山長造君 またあらためて伺ひます。

○委員長(湯山勇君) 一点だけ私からお尋ねしたいのは、優秀な者で、経済的に修学困難な者を本法の対象とする、そうするとそういう者の中には、当然生活保護の適用者もあると思ひますが、そこで従来は生活保護の対象になつた者が高校以上入ると、生活保護をとめられました。今回の場合

は、特別奨学金を受けた場合においても、生活保護を打ち切らないという保障があるかどうか。

○政府委員(緒方信一君) その点は、厚生省とも話し合いをいたしまして、地方に対しては厚生省から指導してもらいように話し合いをいたしてありますが、打ち切らないことに話し合いをいたしております。

○大谷實雄君 今の秋山委員の浪人の問題、それから博士の浪人の問題、これはきわめて重大な問題ですから、十分一つ御検討をいただきたいと要望しておきます。

○委員長(湯山勇君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、修正意見のある方は、討論中にお述べ願います。

○野本吉吉君 私は自由民主党を代表いたしまして、本案に対しては施行期日を修正して賛成するものであります。

修正案を朗読いたします。

日本育英会法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本育英会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

付則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

以上であります。

なお、この際一言申し添えたいのでありますが、今度の育英会法の成立に

よりまして、私は非常に優秀な素質を持ちながらも、貧困なるがゆえに、全生涯を、おのうと苦悶の中に過さなければならぬ幾多の者たちが、その志を遂げる機会が与えられた、また、秀才の子供を持つて、その子供を見ながら、貧困なるがゆえにこれを就学させることのできない両親の悩みにうものも、一応解決される明るい道が開かれた、この点におきまして私はこの制度のできますことは、ほんとうに喜びにたえません。

なお、先ほど来いろいろ御意見もありましたけれども、かような子供に対してしまして、高等学校から大学まで一貫いたしましてこの制度の適用を受けた場合に、一人当りの奨学金の額は大体五十万円になると思ひます。私はかような制度を作りました以上は、ぜひこの制度によりまして、将来放っておけば、地中に埋もれたいわゆる金銀珠玉にも比べるようになりつぱな人たちが、その天性の素質を遺憾なく發揮して、日本の産業、経済、教育、文化、あらゆる面においてこれ押し進めていく大きな力となることに、多大の期待をかけるものであります。

私は、全国のかような若者と、かような若者を持つ親たちとともにこの制度の成立、この法案の成立を心から喜ぶ次第でございます。以上申し上げまして、重ねて賛成の意を表します。

○松永忠二君 私は日本社会党を代表して、日本育英会法の一部を改正する法律案並びに修正案に賛成をいたします。この法律が目ざしておられますところの趣旨については、まことにけっこうなことであり、賛意を十分に表すものであるが、しかしながら、この実

施に当っては、各方面十分検討を要する点が多々あるというふうに考えるわけでありまして、この法律の趣旨の十分実現できますように、今後の措置については十分に御配慮をいただきたいと思ひます。なお、育英会の奨学金を受ける者の数をふやし、あるいは質的な向上をはかる等、今後幾多努力を要する点があると思ひます。格段のやはり御配慮をいただきたいと思ひます。

なお、現在の育英会の法律の中にあります問題点等も、各方面にあるわけでありまして、先ほど質問等でも指摘をいたしましたように、高等学校に勤務をいたします教員に対する免除規定の問題あるいは母子福祉修学資金とか、孤児奨学生等に対する資金等もこれとはまた、別個に実施されておるのが現状であるわけでありまして、従つてこういうものも含めた育英資金、奨学生資金問題等については、やはり相当全面的な検討を要するといふような問題もあるかと思ひます。現在、中央教育審議会等にも、これに関する諮問等も用意されておるようでありますので、そういうものの答申を得て、この問題についても今後教育の機会均等を実現するといふ意味において、格段な今後の御配慮と検討を要望して、賛成の意を表したいと思います。

○加賀山之雄君 緑風会を代表しまして、賛成の意を表するものであります。

非常にけっこうな法律と思ひますが、ただ、この問題はこの実施の問題にかかつておるようで、特に将来にわたつて、これを最も適正に、うまく運用するといふことが非常に問題である。特に先ほど秋山委員からお話のあった反面、修学したくてもなかなか修学できない。経済的問題以外に、いわゆる浪人の問題があるのであつて、これはもう実に国家の大問題と思ひます。これはもう、そういう問題を、もつて深く根柢から検討して、この制度がほんとうに生かされて、ほんとうに喜ばれるように運用されることを期待して、賛成の意を表する次第であります。

○委員長(湯山勇君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより日本育英会法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、討論中にありました野本君提出の修正案の問題に供します。野本君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて野本君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもって修正すべきものと決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 次に、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。質疑のある方は、順次御発言願います。

○高田なほ子君 提案者に見解をお尋ねする前に、私はこれは委員会の運営として希望を持ちながら、これから質問しようとするものです。

著作権法の改正は、これは実に重要な、かつ広範な改正でございます。かなりの研究時間というものが、あるいは審議時間というものが必要とされるわけでありまして、すでに今夕も深夜の十時半を過ぎております。限られた私の質問の時間の中では、とうていこの審議に意を尽すことができません。まことに残念な限りでございます。したが、置かれました立場上、許された時間の範囲内で若干の質問をするわけであります。今後、かかる文部省が十年かかってもおかつ改正が得られないといふような重要な問題を、こういう短時間内に審議するといふようなことは、今後研究していただかなければならない。また同時に、イギリスが最近著作権法を改正したわけですが、これにも六年間という長日月を要したのに、まことに前申し上げたようなわずかな時間、しかも、かかる深夜にこういう問題が提起されるということについては、はなはだ私は遺憾の意を表したい。今後、委員会のこの種の運営については、事情もあるかもしれませんが、十分一つ御研究をわすれまい。このように考えるわけでありま

第一に、提案者にお尋ねしたいことは、本著作権法の改正は、事、司法権の問題にからむ重要な改正案であります。私も、当然この海賊版が横行することに對して、手をつかねて見ていていいというわけではありません。当然これは司法権の問題でありますから、議員立法として、果して議員がこれに對する十全な責任を負い得るかどうかということについて、遺憾ながら私は多くの疑義を持つ一人なのであります。従つてこの司法権の行使に對する法改正に對して、議員立法としてこれが常識であると考へられたものかどうかが、私はこの疑義に對して、提案者から十分なる御意見を拝聴したい。

○野本吉吉君 ただいま高田委員から御指摘されました司法権との關係の問題であります。実は私どもは、司法権との關係を考慮いたしまして、この法案を提出しておるわけでございます。○高田なほ子君 議員立法にいろいろなものがあるかもしれませんが、私は従来司法権の問題に關して、議員立法ということについては、相当慎重な考慮が必要ではないか。それは、議員自体が十分な責任を持ち得るかどうかということについては、やはり相當の謙虚な立場が必要である。こんなふうに考へるから申し上げるので、これは時間もありませんから、こうした点にだけ御意見を伺つて、以下質問いたします。

文部省に質問いたしますが、十年間研究されたと、前、吉田法晴氏の質問に對して、いろいろの問題があるが、なかなか政府としては改正案を出せなかつた、こう言われる。そして今度議員立法にゆだねられたのです。

どうして政府はみずからこの改正に着手されなかつたか。その理由を。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問でございますが、まことに著作権法の改正の問題は、非常に内容多岐にわたつて、また、重要な問題でございます。従つて文部省としては、單に文部省の事務當局においてこれら研究することとなく、民間の団体を含めまして著作権制度審議會において、従来いろいろ研究して参つたのでございます。しかしながら、この著作権法の改正は、先ほどお述べになりましたように、イギリスの改正におきまして、一回の改正に数年を要したというふうな事実もござります。そういった意味で、非常に慎重に扱ふなければならぬということは、これはもう當然のこととございまして、そういった意味においてなかなか結論を得ないのであります。加へまして、日本の著作権法は、ちやうど終戦後の占領されておりました當時に、日本の占領されてます著作権法の母法でも申しますか、ベルヌ關係の条約でござります。そのベルヌ關係の条約でござります。その被占領中にブラッセルにおいて會議がありまして、ブラッセル条約といふものが結ばれたのであります。それに對して日本はまだ加入しておりません。そういった意味から、このブラッセル条約に加入いたしますために、相當の改正を必要といたします。そういった意味で、いろいろの問題をはらんでゐるわけでありまして、また、最近、御承知のようにラジオ、テレビ等によります放送等の問題がいろいろ進歩して参りましたので、そういった關係から、いわゆる隣接権の問題が起きて参ります。

ります。この隣接権の保護という立場から、著作権法をいかに改正するかというところが、各国の間で問題になつております。それにつきましても、一、二回國際間の會議もございました。そういった國際間の會議の結論を見きわめなければ、ある程度この改正を行ひましても、無意味かといふこともござります。そういった大きな点から申しますと、そういったブラッセル条約の加入の問題に關連する改正、あるいはまた隣接権保護の立場から、これをいかに改正するかといふ大きな問題がありまします。それらを今後研究しますには、相當の時日を要するといふような点から、文部省といたしましては、改正案を直ちに発表して、改正を実施するという段階に至つていないのであります。

ところで、この海賊版の問題は、最近新聞等におきましていろいろ出ましたように、國際的にも不信行為としていろいろ非難されております問題でございまして、そういった問題をとりままして、罰則を強化してこれを緊急に処理する必要がある。こういったような見地から、ここに著作権法の一部を改正する法律案といふものが提案されたものとして考へております。

○高田なほ子君 そういたしますと、國際的な不信行為に對するのために、今度の議員立法に賛意を表した、こういったことになるわけですが、國際的な不信行為に對しては、これは今始まつたことじゃないのです。國際的な条約から見ても、現在のいろいろな諸法規から見ても、当然これは司法権が發動されてしかるべきものを、今日まで政府の怠慢から放置されてきた、こういった

ふうに幾多の例證をあげて私はここで論及したいのですが、それについての時間がありませんから省略いたします。これは單に文部省の言ひのがれであつて、はなはだ怠慢である、こういったふうには論ぜざるを得ません。

お尋ねしますが、今回の法律は、これは海賊版の掃蕩のために、主として提案されたものであります。隣接権の問題には、この法律は及ばないものか、この点について提案者にお尋ねしたい。海賊版のみにとどまるものか、著作権一般に及ぶところの罰則の強化であるか、つまり隣接権の問題には及ばないのか。

○野本吉吉君 隣接権の問題には及んでおりません。

○高田なほ子君 及ばないのです。次に、文部省の方にお尋ねします。文部省はいろいろ、著作権制度調査会にかけたように承つておりますが、漏れ聞ところによると、今回の改正に際して民間の意見を聞くというふうな立場から、著作権業界の代表者もそこに参会されたものであります。しかしその参会者に對して、今度こういったふうに改正するのだからと、その場でこの法律の改正原案を渡されて、そこ出席された代表者は、改正案の全文に目を通しておらないために、これに對する意見を發言する機会がなくなつた。黙して語らざるものを賛成と稱して、民間側もこれに賛成であるといふに解釈されたやに聞いておりますが、もしこれが真実であるならば、この改正に當つてはやはり手抜かりがあつたのじゃないかといふ非難を免れ

ぬではないか。私の誤解であらばいいのですが、この間の真相を、はっきりさしていただきたいと思います。文部省の方から。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問でございますが、これは何かの誤解ではなからうかと私は考へます。私もその会合に出たのでござります。これは著作権制度の審議會の委員が多数集まりまして、これはほかの問題をもつて招集いたしましたのであります。が、しかしながら、たまたま海賊版の問題等罰則強化という問題が出ておりました。これについても非公式の意見をお聞かせ願ひ、こういった意味においてお諮りしたのであります。しかしながらこの問題につきましても、もつて前々から著作権制度審議會では関心を持っておりまして、そして、この海賊版の防止については、とにかく罰則の強化を必要とするというふうな意見は委員の方々の中にもたくさんあつたのであります。従つて当日配付いたしましたそういった改正の要綱につきましても、これももちろん説明いたしました。が、その説明でもつても十分でありまして、それ以上の説明は何ら加へる必要もないくらいに専門家でござりますから、十分よくおわかりになつておる方でありまして、従つて十分審議しなかつたとか何とかいふような問題でもあり、よく知つておられた問題でござりますので、結局非公式の意見でありますけれども、著作権制度審議會では罰則強化は必要だと、こういったふうな御意見になつたのであります。以上が真相でござります。

の要件がございますので、それで、先ほどこれに該当する場合はと申ししたのでございます。ですから、すべてのいわゆる海賊版がこれに該当するかというところは一がいに申し上げられない、まれな場合には該当する場合があるであろうと考えております。

○高田なほ子君 次に、輸出入取引法、これは昭和二十七年法律二百九十九号、第二条第一号に、「不正な輸取引」とは、「仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸取引」とある。ここには、また著作権に対する取締り規定が明記されておるようでありますが、これは、私がこの法律で、著作権を守り得ると考えるのは、私の認識の不足であるかどうか、この点についてただしておきたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) 先ほど、不正競争防止法のお話が出ましたので、それが輸出入取引法と関連があると思ひますので、補足させていただきます。思ひますが、この不正競争防止法は、おあげになりましたように、読んでみますと、第一条には、不正競争行為の禁止というところで、「左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為ス者アルトキハ之ニ因リテ營業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」とありまして、その一号には、「本法施行ノ地域内ニ於テ広く認識セラルル他人ノ氏名、商号、商標、商品ノ容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販賣、散布若ハ輸出シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行為」とありまして、要するに不正競争防止法は、御承知の

ように、この趣旨から申しますと、日本の国内、地域内において、広く認識せらるる他人の氏名だとか商品、商号というやうなものを言っているのではありません。従つて日本の国内において、だれもが広く知つてゐるという商品に限つて、その營業上の取引の安全を保護するというのが建前でございます。従つてそういった第一号に該当するやうな行為があつた場合には、これは当然不正競争防止法によつて、この違反として請求があれば罰を受けるわけでありますが、これはあくまでこの營業上の利益を害せられたとして、

いわけの取引の安全を保護する立法でございまして。ところで、著作権法は、これは御承知のように、著作権者の著作権というものを保護する建前でございます。その点に關しては、取引の安全という点を顧慮した法律ではない。従つて、たまたま先ほど御引用になりました「チャタレイ夫人の恋人」という本の偽作の問題でございまして、(高田なほ子君 要点だけ答えてくれなにかね)と述べたままこの従前小山書店で、昭和二十五年ごろから発行している同一のものを出して出した問題でございまして、従つて不正競争防止法の一にも該当するといふこと、判決があつたわけでありまして、しかしながら、海賊版一般の場合におきましては、これは御承知のように、外国の最新書、科学書を輸入して、そつてそれを複製して頒布するといふのが通例でございまして、従つて海賊版一般から申しますと、この事件はたまたまこれにも該当する場合でございまして、この「チャタレイ夫人の恋人」といふ本のこの判決をもつ

て、直ちに著作権関係の海賊版全部がカバーできるというやうなものではない。同様に先ほどおあげになりました、この輸出入取引法でございまして、この第二条は、「不正なる輸取引」といふやうな関係の規定を置いているのでございまして、その取引関係の規定と、この著作権の保護という立場は、おのずから別のものでございまして、そのやうな点でございまして、誤解のないやうに補足させていただきます。

○高田なほ子君 まだ割り切れないのですが、この「不正な輸取引」は「工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の」云々、やはり著作権という内容が入つてゐると私は思ふ。でありますから、不正競争の概念の中には、工業所有権と並んで著作権が入るべきだといふ観点に私は立つてゐる。これは法制局の見解をお聞きしたいのであります。

○法制局参事(腰原仁君) ただいまおあげになりました輸出入取引法第二条は、「不正な輸取引」とありまして、輸出の場合を言つてゐるのだらうと考えております。

○高田なほ子君 それでよろしいんですか。輸出の場合だけですか。

○法制局参事(腰原仁君) 今おあげになりました二条の、「不正な輸取引」とありますから、読みますと、「仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸取引」といふことになつております。

○高田なほ子君 万国工業所有権保護同盟条約加盟国所屬の外国人である場合には、日本に營業所があり、住所を有するといふにかかわらず、これは適用する規定があるじゃありませんか。

○法制局参事(腰原仁君) 工業所有権保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約によりますれば、この条約の適用せられるのは、主として工業所有権保護のためのものであらうと考えられますので、著作権につきましては、一條文を今概略見ましたところ入つてゐないのではなからうかと考えておりますが、なお調べてみます。

○高田なほ子君 これも疑義がある点でありますから、法的に司法権の及ぶ範圍の処罰の規定でありますから、相当御研究をわすらわしいと思ひます。

續いてお伺ひしたいことは、提案者にお尋ねしておきたいのですが、提案理由の第三に、第三十九条に出所不明の罪に対して百円以下の罰金を定めてありますのを、一万円以下の罰金に改めたこととありますが、この規定は他人の著作物を利用する際に、その出所を明示しなかつた場合の罪を定めております。これは当然だと思ひます。しからばこの出所というものは、一体法的にどういふものを出所というのですか。いろいろこれは場合があると思ひます。出所という字句を法的に明示してもらひたい。

○委員長(湯山勇君) 質問者は、だれに……。

○高田なほ子君 法制局の方がいいと思ひます。提案者にお尋ねした方がいいと思ひます。……。

○委員長(湯山勇君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記始めて。
○法制局参事(腰原仁君) お答えいたします。出所を明示すると申しますのは、その記事なり、その文章なりが、原著者のだれの氏名になつてゐるか、それはどんな題になつてゐるか、そのやうなものが具体的にわかるやうにということと考えております。

○高田なほ子君 これはまあ、当然著作人名といふやうにこれは明らかに法的にいたしませんと、やはりこれは刑罰規定でありますから、目的並びにその刑の及ぶ限等については、法文の上に私は明記すべきだといふやうに考える。同時にこれは映画等の場合にも、脚本家か原作者か何だかわからないです、レコードの場合は、キングとかビクターとかいふ会社も入つてゐるし、それから人の名前も入つてゐる、なかなか出所というところは問題のあるところでありまして、本法の成立に當つてはこれを明確にしたいだきたいことを要望します。

次に、これは文部省に尋ねたいのですが、これは罰則規定の強化でありますから、現在の罪刑法定主義に立てば、司法の分野に属するものであると思ひます。これを文部省に一任しておくといふことについて、やはり私は若干の疑義があるのです。今日まで海賊版を取り締り得なかつたといふことは、やはりこれは司法権の及ぶ範圍が、文部省では不明確な点があつたからじゃないか、現行法でも十分取り締れるものを取り締り得なかつたといふところに、何らかの欠陥があるのじゃないかといふ疑義を持つてゐるのです。この点について罪刑法定主義の立場に立つた場合に、文部省にだけおまか

せしておいていいかという問題についてどうお考えになりますか。

○政府委員(福田繁君) もちろん、仰せのように罪刑法定主義でございますので、法律に明示しない罰を科するということはありませんのであります。従つてこの法規に照らしまして実際にありますのは、裁判所でございまして、従つて文部省はこれに対して何ら関与するものでもございせんし、また、この著作権の保護につきましては、親告罪になっておりますので、著作権を侵害されたとする者が告訴して、初めてこれが取り上げられるという立場になっておりますので、その間に行政的に文部省が関与するという問題はございせん。

○高田なほ子君 本法は遡及して法の効果を現わす規定がありますか。これは法制局の方にお尋ねいたします。

○参事(藤原仁君) ございせん。

○高田なほ子君 現在までかなり巨額の富を積んだといわれる、いうところの海賊版業者には適用し得ないという結論が法的に出るわけです。

次にお尋ねしたいことは、著作権の効果は、大体三十年と考へておりますが、この著作権の期限の切れたあとの暫定的な法の適用は、どういふふうな形になつて行われるのですか。

○政府委員(福田繁君) 御質問の趣旨がわかりかねますけれども……

○高田なほ子君 じゃもう一ぺん言います。著作権の所有年限が三十年ですね、これは国際法で外国におる者がたまたまこの著作権が日本でもつて偽作したときに、向うで切れたという場合に、親告罪で訴える場合にこの間に期間ができてくるわけですね、こう

いうところの暫定的な処置というものは、どういふふうになるものかというのです。これは文部省に聞いても無理だと思つてどうですか。

○政府委員(福田繁君) この著作権の保護は、御承知のように死後三十年間保護することになっておりまして、そこで、国際的な問題につきましては、これは万国著作権条約によりまして、お互いに内国民待遇の規定がございまして、従つてアメリカならアメリカの国内法でもつて保護する限度しか、日本は保護しないという建前になつておりますので、それ以上の暫定措置は全然ございせん。

○高田なほ子君 まだいろいろ疑義が残つておるのですが、どうもただし切れない点もありますが、このくらいでとめておきます。

この罰則規定ですね、これは国際精神から見てかなり罰則が重い。この罰則規定については、民間でも相当疑義のあるところですね。従いまして、提案者はこの罰則規定について、今後どういふふうになさうとするのか、一応御意見を伺わしていただきたいと思ひます。

○野本吉吉君 この法の実際効果を上げる上から見て、罰則規定の必要をわれわれは感じたわけです。しかし、いろいろ問題もありますので、この問題の処置については、皆さんの間に御意見もあるようですから、十分御検討願ひたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のおありの方は、討論中においてお述べ願ひます。

○高田なほ子君 私は本法案に対して修正案を提出したいと存するのであります。まず、修正案を朗読いたします。

著作権法の一部を改正する法律案に対する修正案
著作権法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第四十五条の改正規定を次のように改める。
第四十五条を次のように改める。
第四十五条 削除
以上であります。

この修正案を提出いたしました理由は、本改正案において著作権侵害の防止を目的とする罰則は、相当強化されておられ、あえて罰則規定を新設しなくても十分の効果が期待されるのではないかと考へるものであります。従つて罰則規定については、なお今後においてわが国の国情、諸制度等を十分勘案し、慎重考慮することとして、この際は削除したいと思ひますのであります。何とぞ御賛成を賜わりたいと思ひます。

○三浦義男君 私は高田委員より提出の修正案及び修正部分を除く原案に対し、次の付帯決議を付して賛成せんとする者であります。

「著作権法の一部を改正する法律案」附帯決議案

著作権法は、明治三十二年に制定され、爾来、度々所要の改正が行われたが、最近、技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護されない憾みがある。

よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正の準備を一層促進し、可及的速かにその全面的改正を行うよう特段の努力をなすべきである。

以上であります。

この決議の趣旨とするところは、レコードの有線放送等、最近技術の進歩により著作物の利用手段が拡大されるに及んで、著作権保護の面においていろいろの問題が起きておりますので、政府においても適切な措置をされることが必要であります。

さらにまた、本法自体が何分にもあまりに古く制定されたもので、今日の時代に十分適応できない面もありませんので、前々から政府において準備をされております本法の全面的改正を、なるべく早く行ひ得るよう、一そうの努力をしていただきたいというわけでありまして、この付帯決議について、何とぞ御賛成を賜わりたいと存じます。

以上。

○委員長(湯山勇君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて高田君提出の修正案は、可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもって、修正すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました三浦君提出の付帯決議案を議題といたします。三浦君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて三浦君提出の付帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 次に、へき地教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明を求めます。

○秋山長造君 ただいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしましたして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

へき地教育振興法は、憲法に規定されております教育の機会均等の趣旨にのっとり、僻地における教育を振興す

る目的をもつて、積極的な対策を講ずるため、去る第十九回国会において制定されたのであります。

しかるに、本法施行以来、すでに四カ年になんなんといたしておりますにもかかわらず、僻地におきましては、小規模学校が多数を占めております。関係上、依然としてその施設設備の整備は不十分であり、しかも、教職員を確保することも容易でないという現状であります。

さきに、本法成立の際、本院文部委員会は、僻地教育に対する総合的、恒久的振興策を樹立することの付帯決議をいたしておりますが、この決議の趣旨にかんがみ、今回、国の地方公共団体に對する補助の対象を拡大することともに、へき地学校に勤務する教員及び職員の特種勤務手当の増額その他の措置を講じて、僻地における教育の振興をはかることが必要であると考えまして、ここにこの改正案を提出いたしました次第であります。

改正案の内容のおもな点について申し上げますと、まず第一点は、へき地学校の定義であります。すなわち、現行法におきましては、「交通困難で自然的、経済的、文化的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう」とあり、交通困難という大前提のもとに、自然的、経済的、文化的僻地性を形成している各要素が、その条件となつておりますので、へき地学校がまず交通の困難性によつて決定されている現状であります。このことは、必ずしも実態に沿わない点もありませんので、僻地性を形成している諸条件と交通条件とを並列させる改めたこととでございます。

第二点は、市町村の任務として、へき地学校の健康管理及び通学改善につき義務規定を設けるとともに、へき地教育の振興をはかるための事務について、都道府県の任務を明確にしたこととでございます。

第三点は、へき地学校指定基準を文部省令で定めることとし、新たに、僻地手当支給に関する規定を設けるとともに、その僻地手当支給についての都道府県がよるべき基準を定めたこととでございます。

第四点は、市町村が行う事務に要する経費及び都道府県が行う事務のうち、へき地学校に勤務する教員の養成施設に要する経費について、国の補助率を、それぞれ二分の一と明確に規定したことでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を昭和三十四年四月一日とし、本法改正後、都道府県が僻地手当に関する条例を制定するに當つては、従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生じたときには、受給者に不利益な結果とならぬよう当該条例を定めるよう規定いたしました。

以上が、この法案の提案理由とその内容の概要でございます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 質疑のある方は、順次御発言願います。——別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 異議ないと認めます。本法律案は予算を伴う法律案であり、また、国会法第五十七条の三の規定により、この際本法律案に対する内閣の意見を聴取いたします。

○政府委員(白井莊一君) へき地教育の振興につきましては、政府といたしましては従来努力をいたしておりますが、また、今後とも努力する所存でございます。

しかしながら本法案につきましては、今後の財政負担の問題を初め、種々の検討すべき問題がございますので、遺憾ながら、直ちに賛成するといふことができないことを申し上げる次第であります。

○委員長(湯山勇君) これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようであり、また、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。へき地教育振興法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもちつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました四案の本院の規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、四案を可とされた方は、順次御署名願います。

多数意見者署名
〔義務教育諸学校施設費国庫負担法案及び日本育英会法の一部を改正する法律案〕

〔著作権法の一部を改正する法律案及びへき地教育振興法の一部を改正する法律案〕

〔著作権法の一部を改正する法律案及びへき地教育振興法の一部を改正する法律案〕

〔著作権法の一部を改正する法律案及びへき地教育振興法の一部を改正する法律案〕

〔著作権法の一部を改正する法律案及びへき地教育振興法の一部を改正する法律案〕

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する国立の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

第四条の見出し及び同条中「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願（第一六三三三号）

一、建国記念日制定反対に関する請願（第一六三三三号）（第一六三三七号）（第一六三六号）（第一六三七号）（第一六五二二号）（第一六八六号）
一、学校教育法第三三三改正に関する請願（第一六五一号）（第一六七五号）

第一六三三三号 昭和三十三年四月五日受理

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町立槻木小学校内 森イワエ

紹介議員 田中 一君

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案によれば今でさえ少い養護職員が大幅に減員されることになるから、本法案には反対である。又学校保健に万全を期するため、養護職員一校一名必置の実現を要望するところ切なるものがあるから、学校教育法の一部を改正する法律の成立を図りたいとの請願。

第一六三四号 昭和三十三年四月五日受理

建国記念日制定反対に関する請願（二通）

請願者 和歌山県伊都郡見好村 下天野 井関徳松外二百九十五名

紹介議員 大和 与一君

本国会（第二十八国会）に自由民主党所属の議員から二月十一日を「建国の記念日」とする「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」案が国会に提案されているが、この法律改正案は旧紀元節を復活するもので、（一）憲法や教育基本法の精神に反し、戦前、戦時中のような国民思想の統一や平和、民主主義、人権尊重などの民主教育を根本から破壊する結果を招く危険がきわめて大きいこと、（二）建国の記念日にしようとする二月十一日は、明らかにかつての紀元節の復活であり、これは日本歴史の上からいっても科学的なものでなく真実性がないこと、等の理由から、国民の祝日は慎重に取り扱われるべきであり本法案に反対であるとの請願。

第一六三五号 昭和三十三年四月五日受理

建国記念日制定反対に関する請願（九通）

請願者 群馬県渋川市並木町八十二 松村保三郎外六十二名

紹介議員 大和 与一君 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一六三四号と同じである。

第一六三六号 昭和三十三年四月五日受理

建国記念日制定反対に関する請願（十五通）

請願者 群馬県北群馬郡吉岡村 漆原三二八 松岡喜代一外三百二十九名

紹介議員 伊藤 顕道君 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一六三四号と同じである。

第一六三七号 昭和三十三年四月五日受理

建国記念日制定反対に関する請願

請願者 青森市大町四五 佐藤健次外三千五百五十九名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一六三四号と同じである。

第一六五二二号 昭和三十三年四月七日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 愛知県豊橋市花園町愛知県郷友連盟豊橋連合会内 水野保外五百八十名

紹介議員 草葉 隆置君

紀元節は、終戦後中止されて今日に至っているが、昨今の国内の諸情勢は民族の誇りと愛国の至誠を要するに切なるものがあるから、二月十一日を建国記念日として復活制定せられたいとの請願。

第一六八六号 昭和三十三年四月九日受理

建国記念日制定に関する請願（三十二通）

請願者 埼玉県南埼玉郡菟野町 大字菟野二四七 杉村 茂外八十九名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第一六五二二号と同じである。

第一六五一号 昭和三十三年四月七日受理

学校教育法第三三三改正に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町福岡市立名島小学校分會内 筑紫保子外三百十八名

紹介議員 吉田 法晴君

学校教育法第二十八条の主旨を完全に生かし各学校に養護教諭を必置するため、同法第三三三を削除せられたいとの請願。

第一六七五号 昭和三十三年四月八日受理

学校教育法第三三三改正に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町八 一群馬県教職員組合甘楽支部内 大工原 一外一名

紹介議員 野本 品吉君

学校における保健教育の必要性がいよいよ強く叫ばれているから、今回の文部省案はこれに全く逆行して養護教諭の減員を企図しているが、これでは中規模以下の学校特に農山漁村における学校の子供たちの健康管理ができなくなり、まことに重大問題であるから、学校教育法第三三三を削除し、小、中、高等学校にそれぞれ一名の養護教諭を必置するよう法の改正を図られたいとの請願。

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、へき地教育振興法の一部を改正する法律案（秋山長造君外二十一名発議）

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「交通困難地」を「交通条件及び」に改める。

第三条第一項に次の二号を加え、同条第二項を削る。

四 へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図るため必要な措置を講ずること。

五 へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

第四条を次のように改める。

（都道府県の任務）

第四条 都道府県は、へき地における教育の振興を図るため、当該地

方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。

一 へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備すること。

二 へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けること。

三 前条に規定する市町村の事務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。

2 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。

3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に關し必要な経費の確保に努めなければならない。

第五条の次に次の二条を加える。

(へき地手当)

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、へき地学校に勤務する教員及び職員に対して、特殊勤務手当として、へき地手当を支給しなければならない。

第五条の三 前条の規定により都道府県が支給すべきへき地手当の月額、教員又は職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額を基礎とし、これにへき地手当に關するへき地学校の級別に應ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当

該支給割合は条例で定めるものとする。

2 へき地手当に關するへき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度の輕重に應じ、一級から五級までとし、その級別指定の基準は、文部省令で定める。

3 第一項の規定によるへき地手当に關するへき地学校の級別の指定は、前項の規定により文部省令で定める級別指定の基準に準拠して、これを行わなければならない。

4 第一項の規定により条例で定める支給割合は、次に掲げる級別ごとの割合を基準として、これを定めなければならない。

- 一級 百分の八
- 二級 百分の十二
- 三級 百分の十六
- 四級 百分の二十
- 五級 百分の二十五

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

国は、市町村が行う第三条各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

2 国は、都道府県が行う第四条第一項第二号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

第六条第三項中「算定基準及び補助の比率」を「算定基準及び補助の比率」及び算定基準に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後のへき地教育振興法第五条の二及び第五条の三の規定に基きへき地手当に關する条例（以下「条例」という。）の制定にあつては、都道府県は、当該都道府県内のへき地学校に勤務する教員及び職員のうちに、条例の施行により、条例の規定によるへき地手当の月額が当該手当に相當する従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生ずることとなるときは、これらの教員及び職員につき不利益な結果が生じないようにならざることを當該条例において定めなければならない。

昭和三十三年四月二十三日印刷

昭和三十三年四月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局